

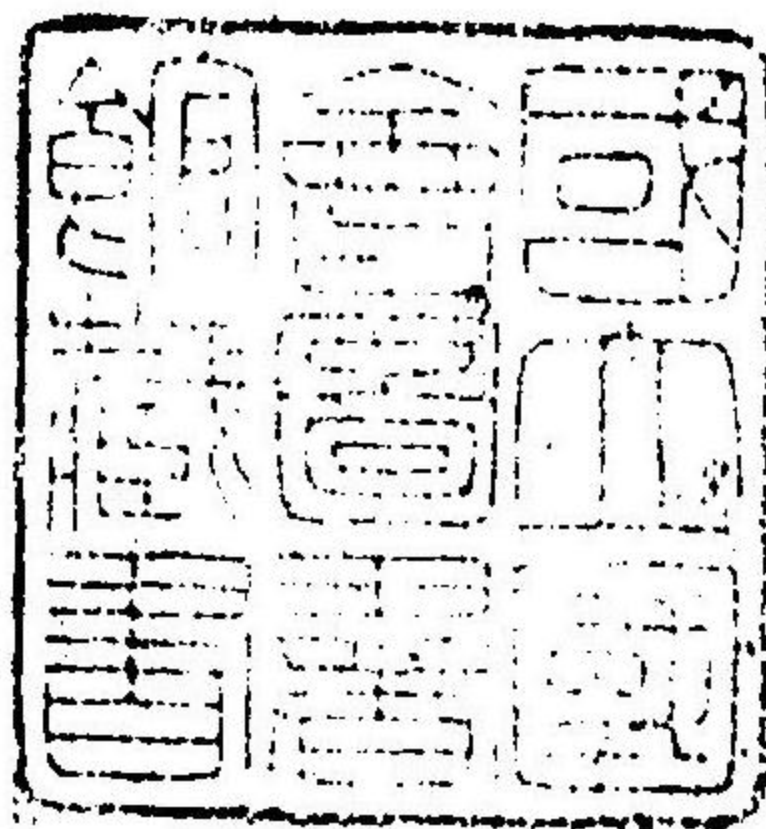
文學士幣原坦著

南島沿革史論全

東京 合資 會社 富山房發行

4K 61

219.954 279x



337393

緒言

臺灣我版圖に歸して往來日に盛なり而して其往來の途に煙波の間に縹渺たるもの之を沖繩となす地小にして民富の地ならず而も島津氏は他藩人の茲に至るを拒み彼地を以て石炭貯藏所を設く輕々に看過すべからざる處たるや明かなり去明治二十六年余其歴史を繙讀するに及び我本土との關係沿革を精査するの志を起し諸書を索搜してほゞ事情を究め翌年十二月遂に海を航して彼地に赴き以て史料を採訪する所あり爾來往々管見を鄙文に草し之を公にして以て世評を俟ちしこと幾回積で十數章を得るに至れり是に於て乎友人屢余に勸むるに聚刊を以てす嗚呼區々の蕪稿豈敢て大方の考査に參すこ謂はんや然りと雖本土の史蹟は漸く明瞭ならんとするに



際し、沖繩の沿革は、深く之を究むるの士に乏しく、彼地の遺老に質するも、猶要領を得ざるが如きは、亦學界の一恨事ならずや。乃ち章句を校正し、文字を改竄し、更に印刷に附して、大方の高教を請ふと云爾。

明治三十一年重陽節

幣原 坦 識す

凡例

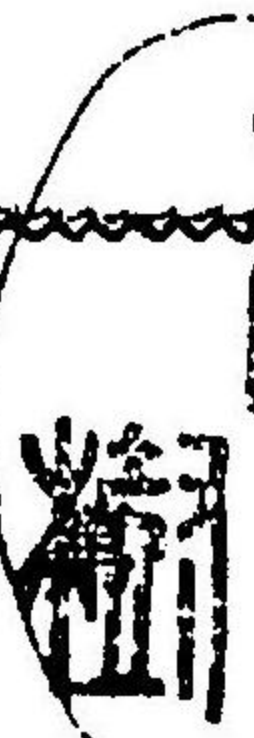
一、本書の旨趣は、沖繩の沿革を論述するにあり。雖、其見點の歸する所は、主として我本土との關係にあり。故に彼が我本土に對せる位置より、南島の名稱を以て標題に冠せり。漫に君美先哲の南島志に擬せるにあらず。

一、琉球とは後に支那人の呼びし所。土名は即ち沖繩にして、島人今猶舊稱を傳存せるが故に、本書は總て沖繩の名を以て呼べり。

一、南島に於ける源平氏の遺蹟及び「島津氏治繩策」を草するに當りては、三浦周行君の助言を忝くせしこと鮮しとせず。又、維新の影響としての沖繩の變遷を叙するに臨みては、田島利三郎君より有益の史料を供せられたるは、共に余の感謝する所なり。

り。
一、各章はもと別々に世に公にせしものなるが故に、往々重複の文字なきにあらず。看客幸に之を諒せよ。

南島沿革史論目次



第一章 沖繩及び琉球の名稱に就きて……………一頁

沖繩の稱……琉球の稱……兩者何れが先に起りし乎……邪久及び多稱の名稱論……龍宮及び右流間の稱

第二章 沖繩島初論……………二二頁

傳初の茫邈……開國の傳説……闇黒世界……舜天以前文字の有無……天孫氏年代の妄……天孫氏論

第三章 上古沖繩の我本土に對しての連絡……………二二頁

我上古の神が沖繩を開き給へりといへる上記の説……綿積國は沖繩なりや否やの論……上古日繩思想の一致……彼我語源の異同……沖繩人は日本より渡れりとの彼地碩學の論

第四章 支繩通交起原論……………三三頁

古昔沖繩の支那に從はざりし証跡……支那通交の濫觴……其通交の因由……沖繩の事情……支那の事情……日本の事情

第五章 南海に於ける源平氏の遺蹟……四六頁

源爲朝渡繩の跡……其渡島の價值……平康賴等流竄の跡……垣の浦より平氏没落の跡……沖繩本嶋に其遺跡少き事

第六章 尙巴志の興起と室町時代日繩の通交……六三頁

巴志の家系と立身……中山城の没落……山北の亡滅……山南の亡滅……巴志の代室町幕府への來聘……室町時代に沖繩の我れに疎情ならざりし論……巴志の家は日繩の通交を復興せり

第七章 慶長征繩論 上……七五頁

其原因……室町以後彼れが疎濶の情狀……鄭廻……島津氏より徳川幕府への上申……出軍……大島以下の征服……尙寧王の降……百按司墓

第八章 慶長征繩論 下……八七頁

役後島津氏の措置……實客としての尙寧王……諸種の掟の發布……尙寧王以下の誓約……附府たるの實……沖繩を介して日支の通交を復興せしむ

第九章 進貢船及び冠船 上……一〇〇頁

進貢船及び冠船の濫觴……明が進貢船に對して設けし制限……沖繩の進貢を望みし事情……進貢に對しての薩州に於ける考……進貢につきて沖繩人の營利……薩吏の取締……御糸荷……扮装の薩人進貢に伴ふ

第十章 進貢船及び冠船 中……一二頁

進貢船の支那渡行……互市の品價……財源……渡唐銀及び返上物……沖繩人困難の諸事情……進貢使北京への往還……接貢船……冠船の渡來……其接待

第十一章 進貢船及び冠船 下……一二四頁

冠船渡來につき我本土人の位置……繩吏の苦心……日本と交通せる事

の隠蔽……國頭へ本土人の退去……退去の隠蔽……支那人の看過

第十二章 島津氏治繩策 上……………一三四頁

慶長征繩の影響……征繩後島津氏の注意……行政上の監察……財政整理は治繩の眼目……土地の丈量……租額の査定……享保の大御支配

第十三章 島津氏治繩策 下……………一四五頁

沖繩綏撫の一例……渡唐船取締の嚴密……船改め……薩繩の關係……王位の保護……使節の來聘……使節江戸へ往來の狀況……支那への使節と本土への使節との資格の差違……薩人と繩人との互市

第十四章 彼理の渡來と沖繩條約……………一五五頁

我本國と亞米利加合衆國との關係……彼理來航の目的……沖繩島に彼理の着眼……外人沖繩へ渡來の沿革……彼理の航路……彼理の繩吏に示せし建言書……繩吏との談判……彼理日本との條約を示して沖繩に條約を承諾せしむ……横濱及び下田の條約と沖繩條約との比較……彼

理の歸航

第十五章 維新の影響としての沖繩の變遷 上……一七三頁

變遷の二期……維新以前彼我の關係……嶋津久光の着眼……久米村内情……外人と談判の姑息……鹿兒島の廢藩置縣と薩吏の渡繩……琉球藩の設置……沖繩の恭順……我が愛撫……支那崇拜の痕跡

第十六章 維新の影響としての沖繩の變遷 中……一八六頁

賀使を派し冊封を受くるの禁……藩政改革の布達……松田内務大丞と琉吏との討論……首里及び久米村士族の暴舉……東京へ事情の上訴……琉吏陳辯の要點……松田辯明の要點……其評……支繩貿易中絶の事情

第十七章 維新の影響としての沖繩の變遷 下……二〇二頁

首里及び久米村士族の建白……琉吏上訴の不認可……支那及び外國への哀訴……廢藩治縣の命……諸嶋民の血判盟書……尙泰氏の東上……

村々の密約……士族授産金の下賜

第十八章 結論……………二一四頁

漸進の方針……廢藩以後地租の輕減……土地區別の舊村……租稅徵收の奇法……舊法の遺存

附錄

南遊史話……………二二一頁

目次終

南島沿革史論

幣原坦著

第一章 沖繩及び琉球の名稱に就きて

沖繩の稱……琉球の稱……兩者何れが先に起りし乎……邪久及び多羅の名稱論……龍宮及び右流間の稱

「沖繩縣琉球國」といへる名稱は、史上に少なからざる關係を有し、且つ時代によりて其字體に異同あるが故に、先づ名稱論の梗概を總叙せむ。試に之を文献に徴し、又之を先輩碩學の高説に攷ふるに、沖繩は和名にして琉球は漢名なること、已に争ふ可からざるものに似たり。唯沖繩とは、何れの時代にかなる事によりて名づけたるものなりし乎は、未だ詳なること能はず。或は曰はく、島形東西の直径は甚狭く、南北は之に反して頗る長きを以て、恰

沖繩及琉球の名稱に就きて

も沖に繩を浮べたるが如きより、皇國人が遙に海波の間に望見して名けたるものなるべし、繩に譬へて物名を稱するの例は、蛇を朽繩といふにて知るべきなり。今夫れ南島の名稱、我本土に近きものに口（口之永良部嶋）の字を冠し、是に遠きものに沖の字を附したるより觀察するも（沖之永良部島）、必竟その和名に出でしは信すべきが如し。琉球の稱に至りては、憑據すべきもの更に史籍に多し。即ち隋の煬帝の大業元年に、海師何蠻等、絶東海上、遙に煙霧の氣あるを見て、之を帝に奏上したりしかば、帝尋で羽騎尉朱寬に命じて、何蠻と共に海を航して國を求めしむ。朱寬等果して島影を發見し、萬濤の間、漂渺として虬龍の浮遊するに似たるを望み、始めて是を流虬と名づけたり。これ實に大業三年の事なり。其後流虬の字轉じて流求となり、唐の世には、留求、流球、流鬼などと書し、宋の時には復た舊にかへりて、流求と史書に記し、

元の世祖至元年中、又改めて瑠求となし、明の太祖洪武の初年に更に改めて、遂に琉球と書するに至れりといふ。然るに今昔物語には、仁壽三年、唐商欽良暉の琉球に漂着せし事を載せたるにより、琉球の字は已に唐代より用ひしなりとの論あり。いかにも此物語の著者宇治大納言隆國は、明の太祖より凡そ三百年以前の事なれば、少くとも洪武の初年より三百年前に、最早琉球とも書したることありしを知るべし。唯斯の如き字劃の變轉は、未だ深く輕重を置くに足らざれども、琉球といへる名稱が、隋の時より起りたりと云ふは、大差無しとすべきなり。然れば則ち、和名の沖繩と漢名の琉球とは、何れが先きに起りし乎の問題に移らむ。此問題を解くに當りて最困難なるは、何の時に沖繩と名づけし乎を確知すること能はざるにあり。史に始めて沖繩の字の顯はれたる時を尋ぬるに、天平勝寶五年の冬遣

唐大使藤原清河、副使大伴古鷹、吉備眞備、僧鑒眞等、唐よりの歸途海上暴風にあひて阿兒奈波島に漂到せし事あり。是れ沖繩の名稱の始なり。今これを隋の朱寬の流虬と名づけし時代と比較するに、彼の大業三年は、即ち我推古天皇の十五年なれば、天平勝寶五年は、是より百四十六年以後に該當するを以て、是のみにて觀る時は、明かに琉球といへる名稱の古きを知る可し。然りと雖、我上古の史籍は甚不完全なるが故に、其始見を以て直ちに是を起原と見做すは、素より危険を免れざるなり。是を以て、余は其名稱の眞の濫觴を究めむと欲し、嘗て自ら彼島に渡航したるに際し、或は土着の古老に就きて傳説を探り、或は彼地の有識家に接して其考を聽き、以て此鄙望を遂けむと企てたり。然りと雖、皆要領を得ること能はずして空しく歸途に就きたりしが、唯余をして全く絶望の不幸を見るに至らざらしめしものは、以下の二説の

後考に資すべきことなりとす。茲に其説の大要を述べん。(一)或古老の言に曰く、始めて沖繩と呼びし時代は、未だ詳知すること能はずと雖、我等の聞き傳ふる所にては、上古より「オキナハダケ」といへる名あり。而して此名は、琉球の名の始まりし時代よりも前に呼稱せしが如し。(二)或人の言に曰く、崇元寺泊村にありて沖繩古寺院の王廟を安置せるの前なる小丘に、一の巖窟あり。此巖窟を祭るは昔よりの恒例にして、是を沖繩御願といひ、此事最古き由を祖先より語り傳へたれば、何れ沖繩の稱は、琉球の稱よりも起原早くして、我等は開祖天孫氏の時よりかくいひ始めしものと考へ居れりと。要するに土着の人は、沖繩の稱を以て琉球の稱より古しと思へる一斑は、以上の二説によりて知るを得可し。更に又島人に就きて直ちに島名を聞けば、琉球と云はずして沖繩と答ふる所以を觀るも、沖繩の稱は久しく土人の慣用せし所にして、今猶是を通用語

ごなせるは、全く彼等が舊稱を墨守し、半途より他國人の呼びし琉球の名に昵まざる、保守の癖性に出づるものと謂ふべく、康熙五十八年に冊封副使として沖繩に赴きし清人徐葆光も、自ら其著中山傳信錄の結末に「琉球土人居下郷者、不自稱琉球國、自呼其地曰屋其惹、蓋其舊土名也」と記して筆を擱したる程なれば、支那人の眼より觀るも、沖繩が舊來の土名たるは、疑ふ可からざりしものご知られたり。されば事情より推察して、沖繩の稱は琉球の稱より起原早しと思惟せらるるは、決して理なきにあらざるなり。

されば沖繩は、支那人に知らるゝ迄に我本土と交通せしや。此事に就きては、追て詳論せんご欲すと雖、只名稱のみを以てしても、隋の煬帝より以前に、我本土に通ぜし事を知るに足るものあり。史にいふ、推古天皇の十六年、小野妹子の遣唐大使として支那に

赴くや、恰も隋主が再び朱寬に命じて、沖繩を招諭せしめし時なりしが、沖繩は容易に服従せざりしかば、朱寬等其布甲を奪ひて隋に引還したりしに、此時我國の使者、隋に在りて其布甲を見て、これ夷邪久國人の用ふる所の物なりといへり。是に於て乎、邪久は沖繩の古稱にして、沖繩は早くより我と交通せしなりとの論起れり。之を一方より考ふれば、邪久國人の用ふる所とは、即ち今の屋久島人の使用せし所に係り、其俗偶々沖繩に等しかりしのみなるを以て、邪久と沖繩とは毫も關係なしと云ふを得む。然りと雖、茲に其反証として、多禰國の難問あるを見る。即ち天武天皇の白鳳十年、多禰國の圖を奉りし時、其國京を去ること五千餘里なりと辯明せり。或碩學の説の如く、古の一里は今の五町なりとせば、五千餘里は今の七百餘里にあたり、天武天皇の御都大和國飛鳥淨見原宮より沖繩に至る距離、凡七百里強なるを以て、茲に

いへる多禰の國とは、今の種子島を指すにはあらずして、寧ろ沖繩本島を稱したるが如くなれば、多禰國といひ將又邪久國といふは、畢竟我より漠然沖繩を指して呼びし名稱なりとの論は、古人あながちに余輩を誣ふるにあらざるなり。然りと雖、先輩の高説を窺ふに、邪久は即ち沖繩、多禰も即ち沖繩なるが如くに見ゆるあり。余輩窃に以爲らく、是れは南島の總稱なりとする説を優れりとすと、何とならば、天武天皇紀白鳳十一年七月に「多禰人、掖玖人、阿麻彌人、賜祿各有差」と見えたるを始め、或は多禰、掖玖、奄美、度感と並書し、或は奄美、夜久、度感、信覺、玖美と列記したるを觀れば、南島の名稱間もなく知れわたりて、最早混淆すべきなきに至れり。然るに多禰も沖繩をいひ、掖玖も沖繩をいふとする時は、多禰人掖玖人と對列並記せる場合には、同じ沖繩人を徒らに二回云ひ重ねるの不合を生ずればなり。故

に思ふに、多禰は矢張今の種子島、掖玖は今の屋久島、阿麻彌は今の大島、度感は今徳島、信覺は今石垣島、玖美は今久米島といふが如く、已に久しく都に知れ、古書に阿兒奈波又は於幾奈波と見えたるものこそ、即ち實の沖繩本島ならめども、我本土より是等の南海諸島に向ひて、最近き處に位し、又最面積の大なるは、種子島と屋久島にして、此二島は最よく都に知れたれば、上古は或は多禰をとりて南海諸島を多禰の國ともいひ、或は益久をとりて益久の國ともいひしこと、猶北國を越の國と稱せしが如くにして、多禰國の京を去る五千餘里とは、畢竟多禰國中最遠き處は、大和國より五千餘里もありといへることを、かく紀に書き載せたるものなるべし。而して沖繩迄を概括して、多禰國又は邪久國といひしは、白鳳十年頃までにして、其後は各島名を一々稱するに至りしもの歟。

此他猶龍宮といひ、又右流間島といふ名稱につきては、瀧澤馬琴の嘗て論ぜしことあり、其説にいふ「世俗龍宮とは海神の都する所にして、洋中波底別に金殿玉樓ありと思へるは誤なり、其事已に謝在杭が五雜俎に論破し、又蟠龍子が俗説辨に難じたり、按ずるに龍宮は琉球なり云々、琉球神道記に云はく、琉球國の王宮に榜するに龍宮城と書す、袋中の曰く、是を見る時は琉球とは龍宮の義なり」と、氏又語を續けて曰はく「日本より琉球を呼びて右流間の島といへり、千載集に、
 ねばつかなく、うるまの島の人なれや、わが言の葉を知らず顔なる、

大貳三位の狹衣に、右流間の島とあり、下紐にうるまの島とは琉球なりとあるにて明かなり」と、龍宮の琉球たるは或は是あらむ、若しそれ右流間島に至りては、其の沖繩にあらざるこそ近人の

知る所なり。

第二章 沖繩島初論

島初の茫邈……開國の傳説……關黑世界……舜天以前文字の有無……天孫氏年代の妄……天孫氏論

沖繩創郡の事之を概言すれば、茫邈の二字に歸せざるを得ざるなり、凡そ何れの國にありても、太古草昧の際を尋ねれば、曖昧糢稜たるを常なりとせば、獨り沖繩に於てのみ怪しむ可からず、雖、其茫邈の年代特に長くして、我永萬元年、源爲朝伊豆の大島より沖繩に渡り、大里按司の妹を娶りて生みたる子尊敦が、彼地の王位に昇りて舜天と稱せらるゝに至る迄、殆ど全く史傳の闕脱したるは、彼の爲に最惜むべきことならずや。

中山世譜に稱す、沖繩開國の初一男一女あり、志仁禮久といひ、阿摩彌姑といふ、復一人あり、天帝子と稱す、三男二女を生む、長男を

天孫氏となす國君の始めなり、次男は按司の始となり、三男は百姓の始となり、長女は君々の始となり、次女は祝々の始となり、而して倫道是に始まりと。按司は即ち彼地の諸侯にして、王の一門系族より成れるもの、君は貴族の婦女の神職を掌れる者にして、近代は聞得大君母王のより任せし所なりといひ、祝は村々の神事を掌る婦女にして、方言に是をノロコセイと稱し、今猶その現存せること、余も亦之を目撃せり。

あかのみならず、天孫氏統治の間、山川を相して國頭、中頭、島尻の三區となしたりといひ、都城を中頭に建て、始めて首里と稱したるも、此時なり、野を劃して間切を分ち、間切毎に按司を置きたるも、亦此時なりと稱し、將又久高島には麥粟生じ、知念玉城には稻苗生じて、農畊茲に起れりといふが如き、兎に角考査の端緒は存せるにも係らず、其史料たるや、暗夜雲僅に破れて、隱約の間に星光を見るが如く、前後左右は朦々たる闇黒世界に封鎖せられたり。

何を以て之を闇黒世界といふ乎。請ふ試に先づ天孫氏以前の事を觀よ、かの天孫氏の父天帝子とは、果して如何なる人なりしか。更に溯りて志仁禮久、阿摩彌姑とは、是亦如何なる事蹟ある人なりし乎。凡そ是等のことは、盡く湮滅に屬して傳ふるものなきにあらずや。次に天孫氏の後裔は、相繼承して位に昇り、彼地を統治せること二十五代一萬七千八百二年、乙丑に起り、丙午に終ると稱す、然りと雖、其間如何なる君主の存在したりし乎、如何なる事蹟をなしたりし乎、是亦傳説記錄の存するものなく、從て其詳細を推知すること能はざるにあらずや。尤隋の大業年間、前後三回三年四年及使者此島に赴きて拒絶せられたる事、我永萬元年爲朝渡島して、大里按司の妹を娶り、子尊教を生みたる事、權臣利勇

勢を専らにして天孫氏の裔を亡ぼし遂に篡奪を行へりといへる事等、其他瑣々たる漂着談は、正に天孫氏累代の支配中に起りしものなるを知り得可へしと雖、かの二十五代一萬七千八百二年と號せる驚く可き長年月の間、是より外に傳説だも存せるもの無しとは、豈怪愕の至りといはざる可けんや。清人徐葆光の説に、中山開闢以來舜天に至て始めて國字ありといへるを觀れば、爲朝渡島にていろは四十七字を教へたるまでは、未だ嘗て事を後世に傳ふべき文字なかりしかば、遂に沖繩の史籍に斯の如き脱漏を生じたるものとするか、將又爲朝渡島以前、已に文字ありしならむとの球陽の説が妥當にして、實は舊記録古文書に類せるものありしなるを惜いかな、其記録文書は盡く埋没して、一も傳ふる所なきが故に、乃ち此闕漏を見るに至れるものとするか。此判断は未だ容易にあらずと雖、余を以て之を觀れば、爲朝渡

島より前、已に書契の存せしなる可けれども、其書契たるや、誠に粗笨不完全なりしこと、今日猶其遺俗の南海諸島に存じ、或は繩を結びて數量を示し、或は形象を畫きて意思を表するにても推知せらる可く、而して當時は未だ人智の進まざりし際なれば、特に事を後世に傳へんとするが如き考もなく、又其書契の永く保存せられたるもの無きが故に、遂にかゝる史傳の大闕漏を見るに至りしものと思考せらるゝなり。

已に史傳の闕漏の甚しきのみならず、天孫氏二十五代一萬七千八百二年、乙丑に起り、丙午に終ることは、是亦いかなる事ぞ、誠に咄々たる怪事なり。尤丙午は、我文治二年、即ち沖繩に於ては、天孫氏の政令衰微に歸じ、權臣利勇君を弒して自立せる時なる可しと雖、是より溯ること一萬七千八百二年の間に、二十五代の君主ありたりとは、人事を以て推攷すべからざること一見して明かな

り。歳に一萬七千八百二年を二十五代に割るときは、一代平均七百十二年一ヶ月許となれば、是れ人壽の企及すること能はざるや論なきなり。若しそれ北島准后が正統記撰述の際に區別を立てられし如く、代と世とを別意に論じ、天孫氏二十五世として計算する時は、上陳のものより稍人事に近づくべきやと見るに、一世の平均七百十二年有餘なるが故に、君主一代平均五十年と見積りて、十二人又は十三人の兄弟、交々立ちしものとなるべく、其十二人若くは十三人の兄弟が、各五十年づゝの在位といふことは、決して人事として出来得べきものにあらずして、十二男の君の即位式は、少くとも其五百五十才の時に舉行せざる可からざるなり。

かゝる闇黒世界に包繞せられたる天孫氏なるが故に、其前後の怪傳謬説を信ぜざるの餘り、遂には天孫氏までも、後世の捏造に出でしものならむとの説さへ起れり、而して此説は、奇なるかな。沖繩土着の縉紳の唇頭より迸出せられたり。他より之を窺ふ時は、彼等は其國の祖君たる天孫氏のことなれば、假令他人より何ぞ非難せらるゝとも、固く存在し給ひし君に相違なしと主張すべきが如くなるに、事全く是と背馳して、其反對に出でたるは何の爲ぞや。蓋し嘗て沖繩隨一の學者と聞えたる羽地按司尙象賢が、此島人の初は日本の本土より渡りたること疑なしと説破したりしに、彼の縉紳等は直ちに是を崇信して、さて天孫氏の事蹟を伺へるに、驚くべき長年代の信憑するに足らざることを見ると共に、初代の天孫氏は土着の最初の君主なりとありては、是れ全く象賢の渡來說と牴觸して兩立せざるものなりとす。遂に天孫氏は後人の捏造なりと推案せしに外ならざるなり。今試に余が言の誣ならざるを證せんが爲に、右縉紳等が非天孫氏論の要

點を引用せむ。もこ此論たるや、雍正九年我享保十六年に當れり彼地に於て天孫氏廟祭の問題起り、天孫氏は開基の君主にて候其神主へ廟祭無之儀如何に候この詮議ありし時、名護、高嶺、湖城、志多泊の四親方、其他十六人の親雲上、連名を以て差出し、答案覺書の中に見えたるものなり。但し茲に「天孫氏廟祭無之は如何」といへる事につきて、余は一言崇元寺の有様を附記せざる可からず。沖繩古來の君主の諸廟は、盡く皆泊村の崇元寺に奉祀せられ、昭穆の順序正しく安置せられたるが、其昭穆の中央なる正面の土座に位せるは、何れの王の廟牌なる乎と見れば、天孫氏にあらざり、天帝子にあらざり、阿摩彌姑にもあらざり、志仁禮久にもあらざり、實に爲朝の子舜天王の廟牌なりとす。されば舜天王は、沖繩の太祖として祭られ、天孫氏は却て此名譽ある崇元寺内に列せられざるを以て、遂に雍正九年廟祭問題は起りたりしなり。さて其

覺書の要點は左の如し。

○前 天孫氏御子孫、一萬七千八百二年相傳、南宋淳熙年間に至り、而德政衰微候段、尤難信奉存候。○中 康熙十二年癸丑二月、羽地按司より欠高行幸御留被上候御書付之寫、拜見仕候得者、此國人生初者、日本より爲渡儀疑無御座、末世の今に成候ても、天地山川五行五倫鳥獸草木の名に至迄、皆通達致、只言葉の少く違候儀者、遠國之上、久敷通融爲絶故也、五穀も、人同時に日本より爲渡と有之候得者、天孫氏御様子は、後人より作合候はんと奉存候、然らば、羽地按司御考之通、相違有間敷と奉存候條、天孫氏御位牌御無用被遊、御宗廟之儀は、元より有來候通りに、舜天王中尊に御取持、舊制不相替様に有御座度。○下 此覺書を讀む時は、羽地按司尙象賢が「此國人の生るゝ初は、日本より渡りたる儀疑御座なし」といへる説の力を假りて、天孫氏御

様子は後人より作合候はん」この結論を生じたるや争ふ可からざるなり。而して其羽地按司が撰著にかゝる中山世鑑には天孫氏のことを如何に書ける乎、島初の人が日本の本土より渡りたる故を以て、天孫氏の一條を塗抹せずして、矢張歴然と記載し置きたりしを、彼等縉紳等は、かくまで尙象賢の説を信するならば、何故に其人の著書を信ぜざりし乎。一步進で之を考ふる時は、象賢の渡來說と天孫氏存在論とは、毫も矛盾する所あらざるに、縉紳等の考竝に至らざりしは、遺憾なりとす。

蓋し象賢の渡來說は、必ずしも天孫氏を指したるにあらずして、島初創胤の際につきて之をいひしのみなれば、是れを以て天孫氏を拒否するの資料となすこと能はず。又年代の信するに足らざるは明かなりと雖、これによりて直ちに天孫氏の傳説までを塗抹するは、豈早計たらざるを得んや。要するに余輩は全く天孫氏を抹殺せんとする絶望家にあらず、寧ろ此傳説に據りて、當時の真相を揣摩せんと企つる者なり。

第三章 上古沖繩の我本土に對しての連絡

我上古の神が沖繩を開き給へりといへる「上記」の説……綿積國は

沖繩なるや否やの論……上古日經思想の一致……彼我語源の異

同……沖繩人は日本より渡れりとの彼地碩學の論

「上記」に載する所によれば、我國太古の二神、泡波限國明命、頰波限齊家主命は、始めて沖繩島に渡りて是を開き給ひ、泡波限國明命の御子、泡波限國知命、北佐奈姬命の二神は、止りて此島を知ろしめしたりといひ、沖繩志の著者伊地知貞馨は、是を以て直ちに志仁禮久、阿摩彌姑の二人に擬せり。然りと雖「上記」の深く信するに足らざるは、其書を一見せし人の知る所ならむ。又古事記の上卷に、沫那藝神、頰那藝神の御名は見えたるも、之に附するに國明國

知を以て、又は齊家主を以てせる御名に至りては、我國上古の諸書に毫も所見あらざるなり。是に次で議論の存する所は、綿津見國の一條なりとす。綿津見國は彦火々出見尊が無目籠舟をに乗じて赴き給ひし處にして、即ちこれ沖繩本島ならむとの説、古くより人の唱道せる所にして、果して此説の如くなりしならば、實に沖繩は我神代に顯著なる關係を有せしものといふべきなり。即ち綿津見といふ名より推す時は、單に彦火々出見尊が其國に赴き給ひし時代より、我本土との交通始まりしものにはあらずして、諸冊二尊が諸神を生み給へる條に、已に大綿津見神の御名見え、又伊弉諾尊が筑紫日向の檍原アキハラにて禊祓し給へる所にも、底津綿津見、中津綿津見、上津綿津見、三神の御名見はれたれば、最早かゝる古き時より、我本土との交通ありしものご推考せざるを得ず。然りと雖、綿津見國の沖

繩なるや否やは、大に論議の區々たる所とす。今茲に諸説の大要を列記して、試に是を軒輊せむ。

(甲) 綿積は沖繩なりといへる諸説を總括して、其論據とする所を分割すれば、(一)彦火々出見尊が海神之宮に至り給ひし時に、臺宇玲瓏として雉堞整頓し、門前一井ありといへり。是れを沖繩本島の地理にあて、觀るに、中山首里城は、四邊周らすに石壁を以てし、正殿巍然として山巔に聳ち、諸門は多く金碧を加へ、中門の外一小池泉あり、石龍口中より噴出して、是を瑞泉と名づけ、城内は此甘潔なる水を汲みて、飲食の料に供すること、恰も符を合するが如し。(二)彦火々出見尊を始めて井畔に見奉りし婦人は、水を汲まんとして玉鏡を携へ來りし由なるが、今にも沖繩にては、圓器をマカリといひ、マリはマカリの約まりし音なるべく、又海神が八重疊を敷きて尊を招き奉りし事は、今に南島の俗、常に疊

席を貯へて臨時の賓客を延接するに用ふるにかなへり。(三)尊が納れ給ひし海神の女豊玉姬及其女弟玉依姬の名に、豊といひ玉といふは、これ沖繩に於ける名稱の美稱にして、今にも豊見城玉城等の名あり。(四)海神之宮といふ以上は、海神を祭りし處に相違なし。然るに沖繩にて雨乞の神をアマツ、の神といへるを考ふるに、海をアマ、神をツ、又はツミなど、訓むも古語なれば、此アマツ、の神は即ち海神にして、海神宮は是れ沖繩ならむ。

右の如き諸點は、綿積を沖繩とする論旨の要なり。而して此論據より、更に敷延して、阿摩美久は海神ならむ、豊玉姬は君ならむ、玉依姬は祝ならむ、國初の一男一女とは、諸冊二尊ならむ、天帝子の三男とは、上中下の綿津見の三神にまし、ならむなどの、種々なる推察を見るに至れり。

(乙) 綿津見は沖繩にあらずとなすの説は、其論旨専ら地理上の

觀察に基づきたるものにして、是を述べんと欲せば、先づ筑紫日向の橋小門の憶原オキハラの位置を説かざる可からず。憶原は即ち、伊弉諾尊が禊祓して底津綿津見、中津綿津見、上津綿津見の三神を成生し給ひし處なれども、其地或は日向國にありといひ白杵郡縣城といひ、又は諸縣郡に在りといひ、又今の大隅國東贈郡末吉村即ち是なりといふ。或は筑前國にありといひ貝原の説の如く、筑前國糟屋郡に立花といふ處あり、又席田郡にも早良郡にも青木村といふ處ありて、海邊なりと云ふ。是亦議論の岐る所なり。本居宣長は是を論じて、日向は二つの義あるべし、一にはヒムカヒと訓みて、日の向ふ地を云ひ、此考による時は、筑紫とは筑前筑後の域を云へるにもあるべく、今一にはヒムカヒと訓みて、即ち日向國の事を云ひ、此考に依る時は、筑紫は九國の總名なるが、右の二つの考何れよけむ、決めがたし。といはれたれども、日向國には、此地名書に見えずして、筑前國には立花、青木、小戸など云ふ處もありといへる、貝原篤信の説は由ありて、覺ゆと説きし以

上は、此地を筑前にありとする論に傾けるものと謂ふ可し。さて綿津見は沖繩にあらずといふ諸論者は、檣原を筑前に在りとするの説に従ひて、(一)糟屋郡の立花山は、香椎宮の東の山なり、其西より糟屋、席田、那珂、早良、四郡の平野開け、姪濱早良郡の青木村に至り、嶺脊横はりて怡土郡と分界す、其間に流るゝ數條の川は、皆水底の遊魚を數ふ可き清流なり云々、前の志賀岬に海神社あり、後の村樹は住吉社の森なり、卜部兼直の歌に、西の海憶が原の塩路より洗はれ出でし澄よしの神こは、此處のことなりといはゞ、一度經過したらん人は、實にもと神代の昔を追想するならむと敷延し、(二)海神住吉神の鎮座地を按ずるに、對馬上縣郡に和多都美神社あり、下縣郡には和多都美神社、住吉神社並にあり、壹岐に住吉神社あり、又播磨明石にも海神あり、舞子須磨の松原を隔て、兵庫の住吉に對す、皆延喜式の大社なり、海神住吉神は同時の生

れにて、並に綿津見國より齋き祭り、因て沿海の要津を守りたる證據として釋ねらるゝなり、姓氏錄に、安曇宿彌は海神綿積豐玉彦神、子穗高見命之後也こあり、豐玉彦は彦火々出見尊の舅なり、又海犬養は海神綿津見命之後也、凡海連は同神、男穗高見命之後也こあり、和名抄糟屋郡に阿曇郷あり、今筑前住吉社の西に犬飼村あり、而して漢委奴國の金印は、志賀島より出でたれば、委奴國は綿津見國の謂にして、西國を都率し外交の要津を主宰したる藩國なる事を證せらると考證し、(三)又仲哀帝香椎の行宮糟屋郡にまして熊襲を討ち玉ふも、海童の宗藩なるに倚賴し、神功皇后の其祖神の荒魂を新羅の國の鎮として祭らせ玉ふも、海童の盛威あるを畏敬しませるに外ならざる可しと論じ、(四)筑前舊志略に、九州總鎮守と號する御笠郡竈山神社も、海神女玉依姫を祀ると考證せれば、海童國は那珂の縣のみにはあらずして、御笠郡も海

童の領國なりしかと評定せり。之を更言すれば、綿積は委奴國なりとする論と、綿積は那珂縣を主にも指し、胸形と委奴との間に介在せし國なりとする論との差違はあるも、要するに綿積は九州の北方にありて、沖繩本島にあらざとせる點に於ては、共に一致せるものなり。

(丙) 茲に又綿積を以て對馬なりとするの說あり。是唯書紀集解に見ゆる所に於て、即ち對馬島中、處々に海神を祭れるは、海神の在りし所の故なるを以て、火々出見尊の赴かれし海神宮も對馬なり、といふに過ぎざるなり。

今此三說の中につき、余は姑らく第二說を採りて前進すべし。然る時は、我上古史に所謂綿積の一條は、沖繩に關係なきことなるが故に、沖繩古代の民は、爲朝の時に至るまで、我本土と交通せざりしやの問題とならざるを得ず。是に於て乎余は、天孫氏の傳

説を咀嚼し、又其他の方面よりも旁搜して、古代日繩の事物思想の一致より、彼此連絡の有無を探らんと欲す。

見聞する所によれば、大島沖繩島は勿論、遠く八重山島に至るまで、其宗教思想の根素は、我本土の固有神道の一派に屬し、彼の族制も、神道に基づきて組織し來れるものにして、其濫觴を尋ぬれば、諸島開闢の際に關係を有し、土人は皆自ら天降神の胤裔と稱し、其祖先を以て、天より降りしものと思惟せりと云ふ。沖繩作田節の歌に、「天みこの御神天降りめしやうち造る島國や世々に榮ゆる」といふが如きも、皆同意味なれば、天帝子、天孫氏、及び阿摩彌姑等の意義は、是等によりて素より明かなり。さてこの天とはいかなること乎。後世沖繩より薩摩に來貢する時に、ノボリクドナ昇りありて、彼より我に來るを昇ると云へば、上古彼が我本土を見上げて、天と稱したるには、あらずやとも思はれ、又我上古に高

天原といひ、天之御中主神といひ、瓊々杵尊を指して天孫と稱し奉りし事などを考へ合すに、兎に角其着想の趣相同じくして、夙に我本土と連絡ありしならむと推考せらるゝは、決して無根の揣摩にあらざるなり。世の天孫氏を説く者、或は速秋津彦命の御子なる可しと云ひ、或は瓊々杵尊の皇子火照尊の遠裔にして、薩摩隼人の一族ならむといひ、又豊玉姬は君々、玉依姬は祝々なりといふ説によれば、天孫氏は彦火々出見尊の義兄に當り、又筑紫邊裔の民早く南航移住する者ありて、高祖降臨の遺話を傳へ、蒙昧の間數世を経て、諸島次を逐て開けしにやと云ひて、是を天孫降臨の遺話となし、或は又天帝子の三男とは上中下の三綿津見神ならむと云ひて、天孫氏を上津綿津見神に當て奉る等の説あり、然りと雖、強て天孫氏を我本土の神にあて奉らんとするは徒勞に屬じ、矢張漠然天の神の裔といふに止むるを優れりとす。蓋

し強て之に説を加へんごせば、畢竟牽強附會に終るべければなり。

翻つて沖繩の事を記せる古史を尋ぬるに、我慶長十年の頃、僧袋中の著はし、琉球神道記あり、是に次で永曆四年我が慶三年に尙象賢の撰せし中山世鑑あり、而して康熙四年我元祿十四年に蔡鐔等の編にかゝり、雍正二年我が享保九年に蔡温の改修を経たる中山世譜又是に次ぐ、而して神道記に始めて、國初シチリキユ、アマミキユといふ一男一女ありて三子を生じたる由を載せ、世鑑には、阿摩美久といへる夫妻三男二女を生み、長男を天孫氏となすといへるを、世譜に至りて、初め志仁禮久、阿摩彌姑といへる男女あり、後又天帝子出で、天孫氏等の三男二女を生めりとはなしたりき。今之を考へ合すに、世鑑の阿摩美久は、神道記に所謂シチリキユ、アマミキユを概括し、單に是を天之御子といふ意に書きなしたるものなる可

く、而して世譜の天帝子も、天神の子といへる意と聞ゆれば、蒙昧の間記傳に多少の齟齬あるも、要するに天神の裔といふ一觀念に歸着するものにして、阿摩美久を天孫と觀る全然我國の上古と共通の思想を有せり。或は之を支那の天皇氏に比するものありと雖、支那の上り降りしとは其趣稍異なり。古は天地人に擬して天皇氏地皇氏人皇氏といへり、天よ

次に察すへきは沖繩の言語とす、而して沖繩語源が我本土の語源と相同じき事は、特に喋々を要せざるなり。頃者チヤンパレン氏も説をなして曰く、日本と琉球との兩語典を精較するに、其相一致せる事猶スペイン語とイタリア語とに於けるが如し、今其兩語の祖たりし國語ありしものとすれば、日本語は此祖語の一部を多く存し、琉球語は他の一部を多く存せるものと云ふ可し、されば現今の日本語が古代の日本語を代表せるよりも、却て琉球語が日本の古語を代表せること往々是あり、特に働詞の轉化

に於て其較著なるを認め得可しと。いかにも今日我本土には已に消滅せる言語にして、猶沖繩の通用語となれるもの尠なからざるなり。而して昔者沖繩隨一の碩學尙象賢は、此言語の異同より推して、自國最初の人は日本より渡りたる事を信じ、宜野灣朝保も之に贊同して「まここにさることなるべし、古事記傳、萬葉集など見るに、日本上古の言葉今も多く残り」と曰へり。一步離れて之を見る時は、彼等沖繩の學者は、動もすれば、自國は自國にて獨立の發達をなせりと主張すべきが如くなるに、之に反して右の説を執るに至れるは、たごひ其論據の薄弱なるにもせよ、彼等土着の人の考より觀察するも、上古本土の人の渡りしものとまで信ぜらるご見えたり。嗚呼上古日繩相互の通交は、豈全くこれなごせざらんや。

第四章 支繩通交起原論

古昔沖繩の支那に從はざりし証跡……支那通交の濫觴……其通
交の因由……沖繩の事情……支那の事情……日本の事情

沖繩が支那に通じたるは何の代に始まりし乎、又何故に支那に
通ずるに至りし乎、蓋しこれ攷究を値する問題ならむ。平季安の
説によれば、支那はその昔、沖繩を我日本皇國の一部と思惟した
るなりといへり。此説の眞偽は兎に角もあれ、沖繩が上古支那に
通じたりし形跡は、史上に所見なしと斷言すべし。然るに隋の煬
帝の大業三年^{我推古天皇十五年}朱寬等勅命を奉じて此島に來りしより以
降、度々支那人の本島に來ることありしが、皆決して是を占領せ
しにはあらず、否實は屢々占領せんと企てたりしも、沖繩人として
も、洩りに他國人に隨從する者にあらずりければ、支那人は空しく
其船を還して、慾望を達すること能はざりしなり。是を以て朱
寬等始めて此島に赴きし時は、言語通ぜずして一人を掠めて歸

り、明年再び來りて招諭を試みし時も、島人の從はざるを以て、そ
の布甲を取りて復空しく歸り、越て二年、武賁郎陳稜、朝請大夫張
鎮州等、沖繩語に通ずる者を率ゐて更に招諭する所ありしも、島
人固く取りて從はざりしかば、稜等怒りて兵を進め、都府に迫り
て宮室を焼き、數多の男女を虜にして兵を還したり。かくの如く、
屢々頑乎たる抵抗にあひて、容易に志を得る能はざるを以て、隋
は遂に沖繩に意を絶ちて復至らざりしを見れば、沖繩が毫末も
隋に通ずる考なかりしこと、是によりて明亮なり。其後凡六百八
十年を経て、元の世祖忽必烈の至元二十八年^{我伏見天皇の正應四年}に至り、揚
祥、吳志斗等に命じ、詔書を齎して招諭せしめ、翌年三月、揚祥等那覇
に到りし時も、是亦使命を遂ぐることに能はず、後ち四年、成宗鐵木
耳、福建の鎮撫張浩等をして、更に重ねて招諭せしめたり。雖、遂
に島人を從はしむること能はざりきといふ。是等の事蹟を以て

之を觀るに、在昔沖繩が固く執りて支那に従ふ意なかりしこと誰か亦疑を容る可けんや。顧みるに、張浩等の沖繩に赴きしより百三十餘年前、源爲朝は流竄の餘憤を以て沖繩に航行したりしが、彼島人は、支那に對するが如き抵抗をなせることなく、却て當時の諸侯大里按司の妹は、爲朝に歸きて舜天王を生みしが如き、大に我國人の威風を敬慕せりと見えたるが上、文治三年九月張浩の時より百十年前には、島津忠久薩日隅三州の守護を以て、兼て南海十二島の地頭に補せられ、子々孫々相續きて襲職したりといへば、假令其實、島津氏の政令未だ僻陬に行はれざりしにもせよ、沖繩は久しく我風化を受けしものと謂ひて可ならずや。然るに茲に明の洪武五年、即ち我文中元年に至りて、突如として一大變動は生じたり。從來嘗て支那に従はざりし沖繩の國風は、

是に於て俄然破壊せられたり。即ち明主朱元璋、揚載に命じて本島を招諭するに及び、察度王は其詔書を受けしのみならず、翌年弟泰期を明に遣はし、臣と稱して方物を獻じ、以て連年朝貢の先例を開き、暫くして又子弟を明に遣はし、國子監に入れて學に就かしめ、以て文物を支那に取るの端緒を啓き、其子武寧王の時に及びては、進で冠帶を賜はらん事を請ひ、はては支那の勅使冊封を受けて得々たるに至れり。吁、是れ果して何の事ぞや、一見誠に怪事といはざる可からず。而して察度王をしてかゝる果斷の舉措に出で、沖繩從來の國風を破るに至らしめしものは、蓋し亦故なきにあらざるべし。請ふ少しく之を論せむ。

沖繩は古來六たび其王統を革めたり。曰く天孫氏の統、曰く舜天王の統、曰く英祖王の統、曰く察度王の統、曰く尙紹王の統、曰く尙圓王の統、是なり。英祖王統の末葉に當りて、玉城王と稱せる君あ

りき、弱冠にして位に昇り、政綱日に紊れて按司僭越の志あり、就中最勢力を有せしものは、大里按司承察度、今歸仁按司、怕尼芝の二人とす。大里按司は島尻地方明治二十九年三月五日勅令第十三號を以て地方を郡に改められたりに據り、佐敷、知念、玉城、具志上、東風平、島尻、喜屋武、摩文仁、眞壁、兼城、豊見城、大里の諸間切を併有し、僭して山南王と稱し、今歸仁按司は國頭地方に據り、羽地、名護、國頭、金武、大宜味、今歸仁、恩納の諸間切、及び伊江、伊平屋の二島を併有して山北王と稱す。故に玉城王は、直和志、南風景、西原、浦添、北谷、中城、越來、讀谷山、具志川、勝連の諸間切、及び那覇、泊村、首里を有するに過ぎずして、稱して中山王といひ、三山鼎争して互に相下らず。幾もなくして中山王玉城は卒し、世子西威王其後を繼承したれども、未だ十歳の幼主なれば、到底奮起して良政を施くこと能はず。繼令母氏朝に臨で政を攝行せりと雖、素は一巾幗のみ、何を能く南北兩王の勢を挫きて、中山の難

局を調理する勇斷あらんや、況や西威王は立て僅に十三年にして卒したれば、中山の勢は甚危なれるものといはざる可からず。是に於て乎中山王に屬せる諸按司は集談會議せり、其談議せし所果して何事ぞ、曰く五才の世子を廢して有望の浦添按司を、迎立せんこと是なり。浦添按司名は察度幼にして奇偉、長じて按司となるに及び、遠近服悅、治績大に擧がりし人物なれば、議遂に迎立に決し、浦添按司は一躍して中山王となれり。而て其位を得たる所以のものは、武力の用ふべきものありしが故にもあらず、豪富の恃むべきものありしが故にもあらずして、實に其徳望を以ての故にてありしなり。されば山北山南の勢を挫折するに足るべき富と力を造出するには、猶幾多の年月を練らざるを得ざる可し。余嘗て三山に歴遊して親しく其形跡を探る、舊址古墳累々焉として多く、頽敗に歸せりと雖、地の勢より之を察すれば、

山北の城最侮る可からず。中山首里城は形勝の位置を占め、門を出づれば坦道一里、山野の美景を穿ちて直ちに那覇の良港に連り、誠に治世の好都城たり。雖、山北山南の強敵を前後に控えたる亂世にありては、未だ以て要害の府と稱す可からざるものあり。而して山北親泊の城は、遙に國頭山間の峻隅に據り、平らかに是に赴き得べき道は、唯本島西岸一條の砂礫あるのみなれば、中山王たる者は之を觀て、若し山南山北の兩主勢を合して挾撃せば、首里城は重圍の中に入り、遂に社稷に屋するも計り難しと思ひしならむ。又假令兩山王挾撃せずとも、尋常の事にては、山北の強壁を破る能はずと考へしならむ。又山北を破ることを謀るは難からずとするも、後に山南王控えたれば、中山は兵を山北にのみ注集する能はず、是非其勢を兩分して、南北二途に備ふるの不利を生ずるを以て、到底今のまゝにては、南北兩山を亡ぼして、我

獨り全島の主權を掌握すること困難なりと思惟せしならむ。是時に當りて明の太祖朱元璋は、飄然使を中山王に遣はし、詔書を齎らして來諭せしむるに際會したりしかば、察度王の明敏なる、陰然其保護を恃みて、遂に南北兩山を凌ぐの好機を得たるを喜び、乃ちかくは容易に明に款を通ずるに至りしもの、如し。是れ沖繩の當時の事情より推して、察度王が明の招諭に應ぜし因由を察知する所以なり。

支那當時の狀勢に至りては、茲に多く辯を用ふるを要せず。尤沖繩に三山鼎争の事ありし頃は、支那に於ても元末の衰運に屬し、特に察度王の即位は、元室最後の順帝至正十年に當るを以て、正に是れ臺州の方國珍亂を作して温州を攻めたるご年を同くと、其後には徐壽輝の僭して國を天完と號せるあり、張士誠の周と號せるあり、劉福通の宋と號せるあり、陳友諒の漢と號せるあり、

明玉珍の夏に號せるありて、争鬪戰亂踵を接せしが、皆久しからずして亡滅に歸したりしが、獨り朱元璋の勢は日に月々隆盛に赴きて、元室も是が爲に侵撃せられ、通州は遂に明將徐達等に陷れられて、元の社稷は竝に屋も、新に明の天下と一變したりしかば、明は今や戰勝て勢最熾なるに、況や其都せし處は、馮國用、陶安等が嘗て龍蹠虎踞の良地なりと、朱元璋に説きたる金陵にして、一章の帶水を隔て、沖繩と相向へる對岸に位し、自ら沖繩との交通も宜しく、從て招諭の便を得たりしを以て、元を滅してより未だ數年ならざるに、太祖は書を齎らして使節を沖繩に派遣するに至れり、而して其書意堂々、西漢主を平らげ、東吳王を縛し、南閩越を平らけ、北幽燕を清めたりと吹聴し、戰勝の餘威を張て、懷遠の仁意を傳ふ、是に於て乎、察度王は、逡巡踟疑して大國の侵伐を蒙るの憂を生ぜんよりも、寧ろ柔順主義を取りて、陰に利を謀

るの勝れるを知り、乃ち意を決して、欺を明に送りしものならむ。是れ支那の事情より推して、沖繩を招諭せし因由を知る所以なり。

顧みて又我本土の狀況を觀るに、彼の察度王の即位は、我南朝後村上天皇の正平五年、即ち北朝崇光帝の觀應元年にして、明の使者揚載が、太祖の詔書を齎らして沖繩に赴きたる洪武五年は、我南朝後龜山天皇の文中元年、即ち北朝後圓融帝の擁立せられ給ひし年なれば、沖繩島には三山の鼎争あるが如く、我本土には、猶それよりも烈しき南北朝分争の酣なる時なりき、今是を更に事實に照らしして一言すれば、後村上天皇の正平五年は、楠木正行四條磯に戰死し、高師直進で吉野を犯し奉り、天皇は畏多くも賀名生に逃れ給ひし翌々年に當り、而して後龜山天皇の文中元年は、楠木正儀已に北朝に降り、足利義滿は細川頼元をして正儀を援

けて南朝を攻めしめし翌年に該當し、察度王が其弟泰期を明に遣はし、臣と稱して方物を貢せしめたる洪武六年は、即ちこれ足利義満が細川氏春をして南朝に入寇せしめ、南軍河内に迎戦して利あらざりし事と年を同じくせり。右の如き有様なれば、我本土も紛々擾々として麻の如く亂れ、到底沖繩を綏撫して我恩威に風靡せしむるの暇なし。唯島津貞久は、正平十年に本領及び南海十二島の地頭職を襲ぎたりといへば、察度王が明の招諭を受けし頃、沖繩は正に貞久の監督せる所なるべきに、尙毫も此事件に關涉せし事の史籍に見えざるは、蓋し島津氏も、其實政令の未だ南島に及ばざりしは、已に述べたる如くなるのみならず、又自ら其本領を警固して、諸侯の侵略を蒙らざらんとを謀るに忙はしく、沖繩に事件のありし年は、恰も菊池武政が今川貞世大内義弘等と肥後に戦ひて之を敗りし事なり南阪の事件は、専ら看過黙了に附せしによれるなる可し、而して當時京都の全權を

占有せし義満の舉動に至りては、反て言ふに忍びざるものだけありしなり。即ち明の太祖が沖繩に使を遣はし、同年に、亦我邦をも招諭せんと欲し、當時我邦の禪教を尙びたるに乗じて、僧祖闡、無逸、克勤等を撰び、我邦に勧めて入貢せしめんとし、其後九年にして再び書を齎らして義満を諭したり、而して義満は、年々進貢於中華、歳々稱臣於弱國」と答へて憚らず。應永八年には、義満僧祖阿を明に遣はして好を通じ、金馬兵器を贈りて書辭甚恭じかりしかば、明年明の惠帝は、僧道彝を遣はして報聘し、遂に義満を日本國王と稱せりといひ、同十一年には、明の太宗より義満に印綬を贈り、十三年には、更に金印を授けて冊封したりと稱し、彼れの書辭常に倨傲なりと雖、義満視として顧みざるが如き有様なりき。たゞ此を以て世論の如く、義満の深謀に出でし經濟政策に歸すとするも、兎に角政權を左右せる義満だけ、かゝる措置

に出でたる状況なれば、眼を遠く沖繩に注ぎ、徐ろに長計を劃策するが如き明僞の英士もなく、又蝸牛角上の争に倥偬として、敢て武を沖繩に用ひんとするが如き餘裕ある者なかりしは、噫如何にもす可からざる形勢といふべし。而して沖繩も、深く我本土を恃まず、殊に察度王の賢なるや、夙に日支兩國の事情を聞知して、かくも容易く明の招諭に應ずるに至れるものなる可し。是れ我本土の状態より推して、沖繩が明に朝するを傍觀せし因由を知る所以なり。

第五章 南海に於ける源平氏の遺蹟

源爲朝渡繩の跡……其渡島の價值……平康頼等流竄の跡……堀の浦より平氏没落の跡……沖繩本嶋に其遺跡少き事

鎮西八郎源爲朝が、保元の亂に伊豆の大島に流され、居常快々として樂まず、永萬元年船に乗じて西南に向ひ、遂に沖繩島に到り

九る事は、最早隠れもなき事實也。余疑信するを以て、茲に委しくは云はず。而して海上大風に遭ひ、船將に覆没せんとむたりしかば、爲朝舟人を鼓舞して、運は天に在り何ぞ懼るゝに足らむと云ひ、やがて沖繩の一港に安着せしより、茲を運天と稱するに至れるなり。こは、稍牽強附會の嫌ひあるも、是亦人口に膾炙せる談柄なり。後ち爲朝は大里按司の妹を娶り、仁安元年に、尊敦即ち後の舜天王を生みぬ。さて爲朝は、有爲の力を有しながら、空しく此地に丈夫の屍を曝すに忍びざりけむ。渡島後數年にして、牧港より船を發して再び大島に還りたる事も、既に人の聞知せる所なる可し。仍て余は、是等の事蹟を反覆縷陳することを止め、唯其遺蹟の、今いかなる状態になりたる乎を述べ、而して又爲朝の沖繩に渡りたるは、彼地の歴史にいかなる價值を有せるかを、聊先づ論ぜんと欲す。

運天は今の國頭郡今歸仁間切にあり、灣を隔て、屋我地島に對し、灣内水最深しと稱すれども、狹くして軍艦を容るゝに足らず。唯運天村と稱する一寒村あるのみにして、毫も船舶輻湊の盛を見ず。就て永萬の舊蹟を尋ねれば、村後丘上の一窟、これ爲朝のたて籠りし處なりといひ傳ふれども、身を屈して其内に入るに、狹隘にして安座すべからず、意氣堂々たる源爲朝が、かゝる雨注ぎ風狂ふ小窟に身を寄せずとも、他に何程も居所のあるべきを思へば、是れ全く後人の假託に出でたるものなり。次に公が大里按司の妹に遇ひし處は、現今島尻郡高嶺間切なる南山城址の北方の林下なりといひ、實に大里村に在り、而して公が出發せし牧港は、浦添間切の北端にありて、今猶一古窟を存せり。傳へていふ、爲朝再び大島に歸るに及び、大里按司の妹茲に公を目送し、惜別の涙潸々止む可からず、遂に此窟中に籠りて再來を待ちしにより

ても、こはマキ港といひしを、繩音轉化してマキ港となれり。然り、雖是亦確據なき旅客案内者の口吻に似て、未だ信を置くに足らず。王代略記に曰く、

爲朝歸國を思ひたち、妻子を具して出帆し玉ふ、然るに偶颶風吹き起り、波浪逆卷て船將に覆らんとす、船人皆曰く此船婦人を乗せたり、故に龍神之に崇る、願はくは婦人を此浦に上陸せしめて、多くの人命を救ひ玉へ、爲朝詮方なく、婦人及尊敦を牧港の浦に上陸せしめて、再解纜し玉ふ、婦人は幼子を携へて浦添に赴き、破屋の裡に月日を送り玉ふ。

と、是寧ろ事實なりしなる可し。さて鎮西八郎が沖繩島に渡りしことは、彼地の史上に較著なる痕跡を残したりといはざる可からず。是れ即ち他ならず、其子尊敦岐嶷雄拔、頗る乃父の風ありて、十五才の時已に浦添の按司に

推立せられ、大に人望を收攬したりしが、時恰も天孫氏苗裔の徳衰へて地に委し、諸按司割據して兵争起り、權臣利勇勢に乗じて政を專にし、君を弑して自立の暴舉に出でしかば、尊敦憤を發して義兵を起し、一舉して是を殄滅し、遂に國人に推戴せられて王となりしより、此時尊敦年二十二彼地の歴史は、茲に荒唐不稽の闇黒時代を脱して、始めて信憑すべき曙光を見るに至りしものなればなり。其以前は、所謂天孫氏二十五世一萬七千八百二年の茫邈測る可からざる時代に於て、今假りに是を我神代に例ふれば、彼の舜天王は、我人皇第一代の御世にも比すべきなり。故に沖繩歴代の王廟を安置せる泊村の崇元寺内に、太祖と崇め祀らるゝ君主の舜天王たることは、是れ素より故なきにあらざるなり。而して舜天王の即位は、我文治三年なれば、沖繩の信憑すべき歴史は、かゝる新らしき時代より始まれるものにして、王即位の後精勵治を圖

り、始めていろは四十七字を土人に教へ、傳信錄に曰く中山開闢以來至舜天始有國字と國俗一新して復昔日の觀なし。されば舜天王の時に、沖繩は政治上に一大變動を見しのみならず、又智識上にも長足の進歩をなせりといふ可きなり。

次に述べ可きは、治承元年平康頼、藤原成經、及僧俊寛の鬼界島に流竄せられたる跡なりとす。長門本平家物語によれば、鬼界は南海十二島の總稱にして、成經は硫黄が島に、康頼は悪石の島に、俊寛は白石が島に流されたる如く見え、

せめては一島にも捨てられたらば、慰む方もあるべきに、遙なる離島ごもに捨置きければ、悲しさなどいふも愚なり、かゝる放逸邪見の島には、一島にあらんだにも悲しかるべし、増て所々の思、いかにして一日片時も日を送るべきと泣けり。ごあるに據れば、明かに三島に分流せられたりしものなり。然る

に今日悪石白石の兩島には、康頼俊寛の事蹟傳説の遺存せるものなく、獨硫黃島には、多く三人の遺跡を止め、殊に同島長濱村の東北八町許の處に、御祈三社大明神の廟社ありて、成經康頼俊寛を合祀せりといへり。是に於て乎、康頼も俊寛も、共に自己の配所に赴かずして、成經と同じく硫黃島に留りしなりとの説あるに至れり。いかにも成經康頼の救されて歸るに臨み、俊寛其側にありて慟哭せりとの傳説を想ひ、又

慰むことにては、常に一所に并び居つゝ、盡きせぬ昔物語のみして云々、

といへる平家物語の記事を讀めば、此三人は同じく硫黃島に滞留せしことを知らるれども、康頼も俊寛も、全く自己の配所に赴かずしてはあらずして、一旦三島に分流せられしものならむを、其後寂寥悲辭の餘、陰かに硫黃島に相會し、多くの歲月は此處

に送りしものなるべし。仍て余は同物語に

俊寛も康頼も、少將のまじりける硫黃が島へたどり着て、互に血の涙をぞ流しける。

といへるに重きを置くものなり。而して康頼俊寛が成經の許に赴きし所以は、悪石白石兩島の特に住み難かりしにも由るならむが、今一の理由は、是亦平家物語に

少將の舅平宰相の領、肥前の國賀瀬の庄といふ所あり、をもふらに付て忍々に相訪はる、太政入道の聞玉はん所を恐れて、思ふ程こそなけれども、形の如く衣食を送られければ、康頼も俊寛も、夫にかゝりて日を送りけり。

と見えたるに、よりて推知するを得可し。嘉瀬の俊寛碑銘によれば、同僧都は肥前に遁れ歸りしが如しと雖、余未だ之を信せず。

茲に又元暦二年、壇の浦の一敗に、平家一族の没落して、南島に赴

きたりと稱することあり。而して此踪跡は、北は對馬より南は與那國島に至るまで、點々相連て南海諸島に碁布せらるゝを見る。試に島嶼見聞録、南島探驗等を基として、其梗概を摘述せむ。かけまくもかしこき御事ながら、壇の浦の戦に、安徳天皇は二位の尼に抱かせられて、海に入り玉ひたる事につき、或は曰く、緒方惟義といへる者、素平氏に屬せしが、詐りて此時源氏に降り、陰かに天皇及諸臣をして肥後に逃れしめまつりきと。又硫黄島の三所大權現宮鎮座本記によれば、天皇は諸臣と共に硫黄島まで遁れ玉ひ、茲にて聖壽を終らせ玉ひしが如く見ゆ。天皇の南海に赴き玉ひたりとの説は信ずるに足らざるべし。雖平族没落の跡は今猶所々に現存し、肥後の五箇村には、その後裔と稱せる者歴然として在りといひ、豊前豊後にも亦奔竄の遺跡多く、南に下りて南海諸島に至ては更に益夥多なりとす。(一)まつ竹島は平族の

潜居せし地にして、日高及袈裟市等の諸族は其裔なりといひ、(二)硫黄島は、長濱村の東に硫黄大權現の宮ありて、平族没落の詳かなる傳説を有せり。今鎮座本記によりて其大要を述ぶれば、元暦二年三月十五日暮刻、一行は壇の浦を遁れ、十六日未明伊豫國高島に着き、十七日黄昏日向國細島に到りて、暫く茲に形勢を探りしが、豊前豊後の方面より、早馬夥しく馳向ふ由聞えたるによりて、二十九日細島を出帆し、逆風に妨げられて、四月五日漸く大隅國志布志に着、八日又纜を解き、やがて種子島に到りしが、島主大江澄遐大にいたはりまゐらせければ、四月十五日迄こゝに滞在し、再大隅國內之浦に歸りしに、此地形勝なりと雖、狭くして敵を支へ難しとの説に任せ、十八日此浦を發して、二十一日同國大浦に着せり。然るに士卒は最早多く落ち失せて、力乏恃む船さへ散亂するに至りしかば、資盛等天皇を奉じて硫黄島に航行せんこ

ことを謀り、五月朔日遂に同島長濱浦に安着し、黒木の御所を造營
 して、五月五日辰の刻天皇ここに入御あり。かくて處々の要害は、
 手を分ちて守るべしとて、文治四年、資盛の本陣は西丘今の城に、越
 中次郎兵衛の砦は西の尾崎永良部の城に、上總五郎兵衛は東丘青尾の
 城、福原相摸守季長父子は北方高丘の城今の所謂平家の城と、各分營を設け
 たり。然るに建仁二年春に至りて、源氏の船屢海上に出没したり
 しかば、舊臣は各身を隠さむとて、資盛、時房、經俊、景光、盛經は岨岨
 國大に、清房、忠綱は益救島屋久に、宗親、通正は黒丘島黒に遁れ、尋
 で寛元元年五月五日の夜、天皇は世をはかなくし玉へりといふ。
 今それ此詳細なる由來記は、之を實際の遺跡に徴して、全く研究
 の價值なしといふと能はず、大權現宮に安徳天皇を奉祀せるは、
 即ちこれ平族の遺存して、天皇の御祀を絶たざりし一證と見る
 可しと云ふの論は、洵に理ありて聞ゆるが如し。而して資盛より

二十二代の裔に吉延といへる人ありて、慶長二年島津義弘に従
 て朝鮮征伐に赴き、其功によりて硫黄大權現宮修築の願を允許
 せられ、吉延の裔長濱衛守氏、今猶同社の宮司なりといふ。(三)黒島
 には日暮といへる處あり、これ平族の潜匿せし舊跡なりとて、古
 墳數基あり、又日高氏は平家の後裔と稱す。(四)口之永良部島にも、
 平族潜居の跡を留め、日高渡邊の兩氏は其裔なり。而して東海岸
 の日高城は、平有盛の裔日高次郎の住したる處なりと云ふ。或
 は曰はく、平族硫黄島に遁れ、尋で屋久島及び本島に來りて耕作
 に従事せりと、全島諸所に割據の跡尙存せり。(五)口之島に於ては、
 島人肥後助次郎氏の家は、平基盛五世の孫政盛より、始めて肥後
 と稱せりといひ、肥後休右衛門氏の祖先も亦平家にして、壇の浦
 敗軍の後、豊前國彦山の山伏を頼み、山伏の島下りと稱して本島
 に遁れ、源兵の來らん事を恐れて城砦を築けり、今平家の城とい

ふもの即ち是なりと云。島中清盛と記せる石塔及び光盛伸盛等の塚あり。(六)中之島にも、日高肥後の二氏を稱する者多し、口碑によれば、平有盛此島に遁れ來りて卒せりと云ふ。毎年六月及十一月には祭禮を行ひ、呼で小松大夫殿と稱す。(七)臥蛇島も亦日高肥後の二氏を稱する者多く、(八)平島の日高喜右衛門氏の祖は小松新小貳と稱し、其父左少將有盛壇の浦に於て討死し、日高彌平次氏の祖も亦新小貳盛時にして、小舟に乗じて壇の浦より遁れ、平島に來りて寓せりと云ひ、(九)寶島の平田嘉之助氏の家は祖先三位中將資盛の男資宗より、三代にして宗廣に至り、始めて平田兵衛太郎と云ひ、其後裔宗繼、七島の有志を誘ひて朝鮮征伐に従ひ、慶長の沖繩征討にも斥候を勤め、其子孫大に榮へて今尙支族多しといひ、(十)大島に平族の遁れたることは最確かなるが如く、資盛行盛、有盛の三將、此島に來りて全島を三分し、資盛は東、西、焼内

を、行盛は古見、住用を、有盛は名瀬、笠利を領受したりと史に見え、今尙所々に古蹟現存し、(十一)八重山島に於ては、宮良間切平久保村字安良に住せる濱崎與利翁の説にいふ、往昔八島の戦に、平軍の將卒敗れて本島に來り、平久保に上陸せしが、其中には騎馬の人もあり、上下とも皆甲冑を着せし由なり、其人々の墓地を、今に倭墓又は八島墓と稱す、全村一丁字を知る者なければ、記録もこれなしと雖、島人の口碑に傳へて斯くの如くいへり。又川平村にも倭墓あり、(十二)與那國島に至りては、字ブサンといへるに古墳ありて、亦八島墓或は大和墓と稱し、遁れ來れる平族の墓なりと稱せり。巖に笹森儀助氏が、該地の遺骨を持歸られたるに、某醫學士の研究によれば、未だ是を以て本土の骨と速断する能はずといへり。されど其研究せし所は、一二の頭骨にとりて、遂に全般を推す可からざるやの感なきにしもあらざるなり。

右に述べたる所は、或は牽強附會の事もこれあるべしと雖、余輩は全く平氏の南走を否定する論者に非ず。唯沖繩本島が面積最

大にして位置最形勝を占むるに似ず、反て平氏の古傳舊跡の存せざるは、是聊疑なき能はず。然るに大島筆記中、沖繩の船の大島に漂着せし事を記せる所に、船頭雇長嶺の履歴を述べて、

昔源平の合戦の時、平氏の内琉國へ落行きたる者の子孫なる由、外にも平姓段々別れて、今は數々ある由云へり。

と見えたるを讀み、始めて沖繩にも平族の存せることを知りたりしが、他の島々にては、平族の苗裔と稱せる者、概ね驕然として其門閥を恃めるに、獨り沖繩本島は之に反し、偶々平族の存せるあるも、猶船頭の如き下流に沈淪せるは、蓋し爲朝渡島以來、源家の苗裔の勢を得たる所なるを以て、平族没落の際、多くは茲を避けしなるべし。

然れば則ち平族奔匿の中心は、凡そ何れの島と認定すべきか。史を按ずるに壇の浦の役を去ること二年、文治三年九月に至りて、貴海島追討の嚴命下れり。貴海は即ち硫黃島なり。この地理纂考の説に従へば、平族南下の際多くは硫黃島に止り、而して其餘の多分は大島に赴きしものならむとの推考は、蓋し肯綮に當るなき乎。吾妻鏡文治三年九月二十二日の條に、平族の嘗て此島に據りし事を記して曰く、

所衆信房爲御使下向鎮西、是天野藤内遠景相共可追討貴海島之旨、依舍嚴命也。件島者、古來無飛船帆之者、而平家在世之時、薩摩國住人阿多平權守忠景、依蒙勅勅、逐電于彼島之間、爲追討之。遣筑後守家眞、粧軍船、雖及數度、終不凌風波、空以令歸洛云々、今度同意豫州之輩、隱居歟之由、依有御疑貽、有此儀。

貴海追討の名は、専ら義經の黨與を撲滅するにあり。雖、豈其他に目的の更に大なるものあるなからんや。而も此命令は急に行はるゝに至らず、天野遠景は、其兵の寡なるを以て、更に御教書の

下るを待ちしのみならず、宇都宮信房の渡海を制止したるより察すれば、敵勢の猖獗なりしや疑ふ可らず。是を以て鬼界島追討は、一旦中止すべきの議さへ出づるに至りしこと、吾妻鏡を觀て之を知るべし。同書文治四年二月二十一日の條に曰く、

此事兼日風聞于京都、仍自執柄家、有被諷諫申之旨、降伏三韓者上古事也。至末代者、非人力之所可覃、彼國境者、日域太難測、其故實爲將軍士、定有煩無益歟、宜令停止給之由云々、就之暫可令猶豫之旨、被仰遣遠景云々、

然りと雖かゝる必要の征伐は、頼朝自己の經驗に徴して、容易に斷念する能はざるや明かなり、故に三月に至りて、更に征討の意を決せり、同書三月五日の條に曰く、

所衆信房、去月之比、自鎮西進書狀、貴賀井島渡事、條々言上、去年依窺得件形勢、海路次第、令畫圖之、就覽是爲難儀之由、諸人依奉

諷詞、頗雖思食止、御覽彼繪圖之後、強不可疲人力歟之由、更思食立云々、

諸人の諷諫を用ゐず、前憂後慮の狀斯の如きは、啻に區々義經の一小殘党を疑ふのみに非ると想ふべきなり。是に於て乎遠景等漸く貴海に渡り、五月に至て始て功を奏しぬ。吁平族の壇の浦を遁れて大島に到るや、六旬ならずして悉く島中を奪取せり。こは薩藩記録書亦漫りに吾人を誣るにあらざるなり。

第六章 尙巴志の興起と室町時代日繩の通交

巴志の家系と立身……中山城の陥落……山北の亡滅……山南の亡滅……巴志の代室町幕府への來聘……室町時代に沖繩の我れに疎情ならざりし論……巴志の家は日繩の交通を復興せり

我室町幕府の初葉に當りて、沖繩に絶代の一英傑出でたり。其先詳かならざるの微賤より起り、紛々百年の争乱を掃蕩し、己れが

父を立て、王統を一新し、宛然李世民に類せる鴻業を成せり。時の支那帝明の宣宗は、使を遣はして特に尙姓を授く、沖繩に尙姓あるは實に是に生まれり。そも此英傑を誰ぞなす、沖繩第一流の君主尙巴志即ち是。

巴志の父は思紹、思紹の父は佐銘川大主といひ、佐敷間切新里村場天に住めり。佐銘川大ぬし由來記島尻郡佐敷間切番所藏によれば、彼れはもと伊平屋島の農、常に米粟を貯蓄して貧民を賑恤す。嘗て凶歉に際して、島民の爲に産を奪はれ、漂蕩して場天に至り、漁釣して以て寢食す。大城按司偶々之を見、己れが女を以て之に嫁し、相携へて俱に場天に居らしむ。思紹は實に其子なり。大主が按司の鑑識に遇ひしは、以て鴉群の一鶴たりしを證すべしと雖、家系の傳ふるに足るものなき概ね斯の如し。而も思紹は、父の天稟を享け、温厚にして益々人望を收むるに足り、長ずるに及びて遂に佐敷

按司となれり。巴志はかゝる境遇の中に生れ、資性武勇にして器度あり、父の譲を受けて佐敷按司となるや、専ら撫民強兵の策をとりて、隱然一敵國の勢を成せり。是に於て乎西隣の大里按司は、悚々として一日も安んぜず、疑懼逡巡の間、已に巴志の爲に破られて空しく俘囚となり、巴志の領地は島尻東岸の大部分に廣がりぬ。

是時に當りて沖繩本島は、實に空前絶後の内争時代に際會せり。之より先き玉城王の時、政明かならずして諸按司朝せず、離れて南中北に三分して以來、割據鼎立、九十年の久しきに及び、中山王察度の慧智も、未だ之を一統すること能はず。其世子武寧の暗愚なる、反て人心の乖離を招きて、威權朽木も音ならざりき。巴志慨然として以爲らく、今や大に我兵を用ふるの機到れり、願はくは中山を伐ちて之を併せ、猛虎の兵勢を驅りて山南山北に及ばさ

元乎、一瀉千里、蕩然として國內を一統するを得む。是に於て衆を督して中山城を攻む。武寧豈能く此銳鋒に當るを得んや。未だ一快戦に及ばずして已に降を請へり。巴志の得意知るべきなり。然るに諸按司相會して巴志を中山王に立てむとするや。巴志固辭して受けず。遂に父思紹を奉じて之を王とす。其抱負の大にして進退度を失はざる。優に斗臂の輩と比儔を同じくせざるを見るに足れり。

巴志の標的とせし所は、唯區々の中山殄滅にあらざりしなり。是を以て自ら王位を避け、虎視耽々、南北に向ふの風雲を待てり。果然茲に一機會は開けぬ。抑三山の城廓たるや、位置の峻より之をいはゞ、山北蓋し其第一に居らむ。何とならば、連山綿亘の背に横はりて、怒濤岩を嚙むの斷崖に臨む。中山及び山南より之に向はんと欲せば、殆んど通路なきに困じまんのみ。從來中山の久しく

山北を伐たざりしは、豈職としてこれに由るなからんや。然るに今や山北王樊安知は、巴志が中山を破りしを見て、禍の及はざるに先だちて自ら發せんを欲し、自己の勇を恃みて兵を擧ぐるの謀をなせり。是れ却て中山王をして、兵を出さしむるの好辭柄を與へたるものといふべきなり。是を以て思紹王之を聞くや、直に巴志をして之を伐たしむ。巴志乃ち戦勝の餘威を鼓志、諸按司を率ゐて山北に向へり。

然りと雖山北の城素より峻たこひ巴志の力を以てするも、之を抜くことの難き亦中山城に於けるが如く易々たる能はざるなり。是に於て乎巴志は、敵の驍將に贈るに苞苴を以てし、其内應によりて始めて城を陥れたり。傳へていふ、山北城中に一靈石あり、樊安知常に之を禮拜す。是に至りて鎮護の威力なきを怒り、刀を抜て兩斷し、遂に自刎して死せり。此石今猶草叢の間に存し、旅

客案内者の口吻に上る。素より一笑話に過ぎずと雖、安知が志成らずして自刎の決斷をなし、はかの大里按司、又は中山王武寧の末路を趣を異にし、聊亦其人物を想像すべきなきとせず。山北已に滅びたれども、思紹は未だ國內統一の樂を見るに至らずして歿したれば、巴志遂に其後を承けて王位に昇れり。是れ我應永二十九年にして、實に足利義量が將軍職を襲きたる前年に當れり。吁、巴志の宿望は將に成らんとしぬ。山南の城は地域峻ならず、一たび中山城より下りて之を伐たん乎、勢必ず竹を破るが如きものあらんことす。嘗て中山王の未だ之を攻めざりしは、蓋し山北ありしが爲のみ、而して今や已に之なきも、山北の勁敵なくして山南の衰運に向ふ、其結果豫め卜知するに難からず。山南王佐魯毎も亦之を知らざらんや、是を以て切りに部下の動靜に着目するに至れるは、決して理なきの所爲にあらざるなり。史にいふ

按司朝せざる者あれば、佐魯毎兵を發して誅討す、按司恐懼、中山に歸する者多し。彼れの才量が、區々島尻の諸按司を統御するに足らざりしは遺憾なれども、山南王たるものが此舉に出でしは、畢竟止むを得ざるの處置にあらざるや。然りと雖、弱を棄て、強に事へ、小を棄て、大に事ふるの士風を以てして、山南王が儼然として彼等の心を繋ぐこと亦易しとせず。況んや佐魯毎の驕侈淫虐にして、佞臣彙進すと稱せらるる、時に於てをや。果然、巴志は好機到れりとなし、自ら兵を率ゐて山南を伐てり。勢恰も帆を順風に揚げて、長江を下るが如し。佐魯毎一敗地に塗れて、誅に伏す。亦かの山北の難戰に似ざるなり。是に於て、沖繩百十餘年の鼎争は、忽然巴志一臂の力に統合せられぬ。彼れ一は時勢の寵兒たるに外ならざりきと雖、要するに沖繩空前の鴻業を成し、又其内治の効績に至りても、大に觀るに足るものありしは、是

れ余が彼れを目して、島中第一流の君主と稱する所以なり。巴志已に沖繩全島を一統し、明の宣徳五年、即ち我永享二年を以て、使を明に遣はして冊封を請ふ。巴志の強盛を以て猶且然り、當時沖繩人が依然として支那を畏敬せしや知るべきなり。然れば則ち、我本土に向つては如何なる舉措に出でし乎。凡そ室町時代に沖繩人の渡來せしこと稀なるを知る者は、恐らく我に疎なるの致す所と論斷せむ。然りと雖余は思惟す、彼れが支那に對せし如き關係は我に見る可からざりしも、亦決して我に疎濶なりしにはあらざるなりと。

巴志が山北を滅ぼし、前年、即ち應永二十二年を以て、彼れの使が我本土に來りしことは信すべきが如し。通航一覽に之を述べて曰く、

太田筆記に、足利義量、應永二十二年十一月二十五日、琉球王に

贈りし返簡をのせて、文中進物等のごとも見えれば、其頃また來朝せし事知られたり。

是を室町時代に於ける沖繩人渡來の始見とす。其後十七年、永享四年に至りて、明の宣宗は、日本の通聘せざるを憂ひ、巴志を价して督促せしむ。此時巴志の使節は、復た京都に來りて、方物を獻ぜしこと沖繩志に見えたり。其後七年、即ち巴志の歿年に當りて、又沖繩人の來聘せしは、通航一覽に左の憑據あるを見る。

室町紀畧、分鶴年代記等に、永享十一年又入貢のこゝを記し、公私雜翰に、將軍義教よりの返簡をのす。

當時彼れが來聘せしは、上述の事實皆之を證せり。而して此後に至りても、遽に我に疎なるの色は顯はれしにあらざり。其通交の少きを以て、直ちに沖繩人の疎情に歸するは、畢竟彼れを誣ふるの

説たるを免れざる可し。いかにも當時彼れが支那に對せし關係の親密なるを、後世我が徳川時代に於ける狀況とより類推すれば、室町時代に於ては、全く我に疎濶なりきと思惟さるゝも、蓋し一理なきにあらざるなり。然りと雖、彼れは支那に對する關係の密着なりしが爲に、特に我に疎遠となりしにあらざり。又徳川時代に於ける彼我の關係とは、全然其因由を異にせるなり。

觀よ、室町時代已前に、沖繩人が我本土に來れるは屢次なりし乎。曰く然らざるなり、長門本平家物語の如きは、康賴成經等の流に處せられし時の事を記して、沖繩本島を當時我に從はざりしもの、中にさへ加へたるにあらざりや。然るに室町時代に至りて、たとひ後世の如くには屢ならずとも、苟も我本土に來りて或は方物を獻じ、或は通商貿易をなすと事の史籍に見ゆるは、反て其已前と比して、關係の親密を來たしたる證左なり、何ぞ是をしも疎

情といふ可けんや。

沖繩人は當時已に我に疎ならず。然るに細川勝元の如きは、遠來の島人を按撫する所以を思はず、却て其貨物を沒收して、料價を支給せざるが如き措置ありき。康富記寶徳三年八月十三日の條に曰はずや、

或説曰、琉球船商人、去月○七末、着兵庫之處、守護細川京兆○勝元早遣人、彼商物撰取、未渡料足之間、先々年々料足等、進物及四五千貫、先返辨、又賣物抑留、爲島人難澁之由、申候間、自公方被下遣奉行三人、布施下野守飯尾與三左衛門同六郎被糺明之處、被抑取之物、自京兆、未遣返、依之、奉行未上洛云々、京兆者、前管領元○勝也、希代之所行哉、如何云々、

かくの如き冷遇を受けながら、彼れは蒸然苦情を鳴らして、幕府に迫りしこともなく、猶時々兵庫に來りて貿易をなしたるは、是

れ益々我に悪意なかりしを証して餘あらずや。已に尙巴志は、沖繩混亂の際、猶使を本土に遣はすの備を作りしが、其後の諸王も亦往々これに異なるなきの誠を致せり。就中最も著しきは、文正元年にありとす。此時尙巴志の曾孫尙徳は、自ら鬼界島を征したるにも關はらず、其七月に、更に使を本土に送り、足利義政に謁して方物若干を獻したるは、本朝通鑑の言明する所なり。凡そ室町時代の沖繩の歴史は、最多く内亂を以て充たされたる時にして、之を大にしては三山の鼎争より、之を小にしては阿摩和利の反逆の如き、皆以て特筆大書せらるゝのみならず、王統は三回まで交迭したりき。一に察度王の統、二に尙思紹王の統、三に尙圓王の統、是れ即ち近代まで續けるものなり。かゝる内亂多き時代に際して、猶平均凡そ十年に一回野史琉球傳、寶徳三年七月、沖繩人來聘の條に所謂、而後年々到兵庫、交易貨財、三年一貢、以爲式、の如きは、必ずしも實際を穿ちしものにあらずと謂て可なり。京都若しくは薩摩に來聘せしことの諸書に散見せるは、是れ豈彼我の交誼

を見るに足らずとせんや。余はいはんとす、尙巴志の家は、中古廢れたる日繩の交通を復興したる功を有じ、彼島人が我に疎なるに至れるは、寧ろ室町時代以後にありと。是に於て乎、余は寧ろ當時の本邦人が、動もすれば國威を損して顧みず、徒らに蝸牛角上の争に沈淪して、天空海濶、眼を邊境の按撫に注ぎ、以て遠大の後圖を劃するものなかりしを惜まざるば、あらざるなり。

第七章 慶長征繩論上

其原因……室町以後彼れが疎濶の情狀……鄭廻……島津氏より
 徳川幕府への上申……出軍……大島以下の征服……尙尊王の降
 ……百按司墓

慶長十四年の沖繩征伐は、彼國の歴史に於ける一大事件なり。從來我本土に對せし疎濶の情狀を一變して、全く附屬の實を顯はすに至れる關節なり。而して假令國小にして勢弱なるも、苟も王

と稱して儼然たりし者が、捕はれて島外に流離したるが如きは、彼國にありても空前の事なりき。然れば則ち、何に由りてかゝる悲境に陥りし乎、何に基きてかゝる戦争となりたりし乎、先づ其原因より論究せざる可からず、而して其原因は一朝一夕の事にあらざりしなり。

之より先き、察度王が明主朱元璋の招諭に應じ、從來の風を破りて明に入朝し、其子武寧王よりは、支那の敕使冊封を受くるの例を開けり。雖、全く我本土と絶てるにあらざりしが、室町幕府の末より徳川幕府の初にかけて、彼が禮を我本土に失せしこと一にして足らざるに至れり。素より我邦に於ては、沖繩が支那の冊封を受けて、是に入貢せることを知らぬにあらず、よく之を知りて而も看過はなし。ものゝさらば此島を、全く支那の掠奪に任せんとの考はなく、薩州島津家より是が監理を行へるものことな

せり。然るに其附庸國と思へるものが、附庸國たるの實を盡さずして、漫りに禮を我に失せしことなれば、我の憤怒を招くに至れるも偶然にあらず、假令其間に於て、情狀の察すべきものありとするも、彼亦畢竟責なきを得ざるなり。

願みれば文明十二年二月、室町幕府より命を薩州島津に下し、沖繩の中山王に諭し、先例に照らして速に貢船を發せしむべし、使の回るに後るゝこと勿れと達したりしが、沖繩は直ちに此諭達に應じて、所謂貢船を幕府に發せしや否やは知れざるも、度々薩州には來聘し、或は安否を訪ひ、或は襲封を賀し、未だ甚しく我感情を害せざりき。天正元年に及びて、島津家の使節、僧雪岑の沖繩に到るや、尙永王之を待つこと倨傲、三司官等又館に來りて慰勞せず、雪岑をして憤りて歸らしむるに至りしかば、尋で島津義久よりの詰問にあひ、先王之喪に在りし所以を辯解して、是亦幸に

事定まるを得たりしが、天正十三年、彼の使の薩摩に來りたる時
には、國老本田親貞、筆吏を以て其使節に接せしめ、聘貢近疎、且稍
微薄、加之三司官等翰無印篆、頗失事大之禮と詰らしめしを見れば、
最早當時、稍我に疎なるの端緒は顯然たりしものこいふべき
なり。既にして天正十六年となり、豊臣秀吉己に天下を一統し、島
津義弘をして沖繩を招諭せしむ。是時に當て尙寧王始めて立ち、
其命に應じて使者を遣はし、大に秀吉の款待にあづかりたりし
に、同十九年、朝鮮征伐起るに及び、秀吉は原田孫七郎の論に従て
沖繩に説き、三韓琉球遠邦異域、歎塞來享、今也欲征大明國、蓋非吾
所爲、天所授也、宜候出師期、明春謁肥前轅門、若懈愆期、必遣水軍、悉
鑿島民、と嚴令し、又島津義久に命するに、速に沖繩の兵を徵發し
て、征韓軍に從はしめんことを以てしたり。是に於て薩摩の老臣
等評議を遂げ、沖繩は武の國にあらず、兵を徵せんよりも糧を輸

さしむるに若かずして、其旨を秀吉に上申して允許を得たりし
かば、使を沖繩に遣はして、七千五百人十ヶ月の糧食を、肥前の陣
屋に輸致せしめんことせり。然るに尙寧王之を聞き、驚愕、周章、秀吉
に對して一言の回報にも及はずして、侍臣鄭廻を明に遣はし、日
本の將に入寇せんことを告げ、又兵糧の輸致も荏苒して
期に後れ、薩摩の懇々たる督促にあひて、却て其暴令を疑ひ、文祿
三年に至りては、窮國の疲民、兵賦償出の途なしとの故を以て、爾
後是を辭せんこと試みぬ。是に於て乎、秀吉は義久をして全島を實
檢せしめたり。幾くもなくして秀吉薨し、征韓の役中道にして止
みしかば、沖繩の困難は一先除去せられたるが如くなれども、尙
寧王之怨恨は豈除去せらるべき。寧ろ庇護の利を受けて、其國を
維持せんこと希望せるに、反て數少なからざる賦課を蒙りて、臨時の
支出を徵せらるるに至りたれば、かゝる愚を見るよりも支那の

恩命に浴するに若かず、もし此際踟蹰して期を誤らば、必ずや明の嚴責にあひて、音に我國を危くせんのみならず、遂には交易の大利を失ふに至るべしとや思ひけむ、切りに好を支那に通じて、我本土には疎遠となりたりき。

現に慶長七年の冬、沖繩の商船逆風に遇て奥州に漂着せし時の如き、徳川家康はその薩摩の附庸たるを懐ひ、沿道の諸驛に命じ、人馬を給して薩州に送らしめ、島津義久は、更に是を本國に送還せしめたりしも、彼覲として之を謝せず、同八年、沖繩の船亦難破して、肥前平戸に漂到したる時の如きも、松浦家より新に舟を以て薩州に送致せんせしに、彼徒らに其好意に背き、此度は又徳川氏の天下となりて、海内の諸侯皆之に歸したれば、沖繩に於ても速に徳川氏に朝すべしと薩州より勧めしに、尙寧王頑として之に應ぜず、是を以て慶長九年二月、薩州より更に使を遣はして、

態呈一封、壬寅之冬、貴邦之商船逢逆風、漂蕩日本之奥州、○中數百里之遠路、以人馬被送着之、翌年之春、到其國送之處、對殿下爾今無禮、多罪々々、○中當夏歟、初秋歟、以使者可被伸謝詞、若夏秋中非其儀者、可被背殿下之命者必矣、○中且復貴邦之官船、漂蕩平戸之津、吏平生與吾國爲有舊約、以新舟替破舟、欲達之於吾國、前聞、欲歸歸舟之處、船にも不通一語、伴而去之、因茲隣國亦失面目、以此遺恨、餽島之一舟留之、今棹子以下一二人歸之、委曲付彼舌頭、此上若有疑侮之心、背舊約者、在貴邦、聊以非吾素意、恐惶不宣、

慶長九年二月

修理大夫義久

進上中山王

といへる一書を贈り、其無狀を詰問して來聘せしめんとし、若し猶釋然たらざるに於ては、其罪責は汝にあり、徒らに噬臍の悔を遺す勿れとの意を諷したりしが、尙寧王も殆ど意を決せるが如

くにて、毫も動かざるのみならず、翌年明の冊封を受けてよりは、其力を恃みていよく我に疎遠となれり。而して茲に尙寧王をして、かゝる舉動に出でしめしものは、謝那親方鄭廻の力與りて大なりといふ可きなり。之より先き明の洪武年中、閩人の善く舟を操する者十八姓を沖繩に給し、永樂年中更に十八姓を増給して、前後三十六姓となりしが、後其裔漸く滅絶して、此頃遺存せるもの七姓となりぬ。鄭廻は實に其中の一人にして、即ち明の種族に出でしが上に、嘉靖四十四年に明の大學に入り、茲に業を受けて其素養をなし、者なれば、純然たる明人の性格を存せしこと論を待たず。今や其人重用せられて親方にす、み王を輔翼して權勢隆々たりしかば、沖繩王廷の風をして、明化せしめんさせるは亦免れざる所なり。況や其性行を觀察するに、征繩の役起るに及び、久米村に據り抗戦して捕へられ、鎮定

の後、諸按司三司官等連署盟約をなすに臨み、獨り屈せずして殺されたるが如き人物なれば、沖繩優柔の風に似ず、措置果斷なりしや知る可きなり。是を以て、徳川氏が明と互市を開くの目的を以て、沖繩を介して其媒たらしめんさせし時の如き、鄭廻固く拒みて之に従はず。慶長十三年、家久將に沖繩を征せんと欲し、先づ龍雲、雪岑の二僧及び島原宗安等をして、速に駿府に來聘すべき事を沖繩に諭さしめし時も、彼れ斷乎として之を聽かず。却て其使節を謗辱するに至りたり。島津國史に「神祖使公久○家召尙寧、不至」とあるは、即ちこれ鄭廻の然らしめしものにして、野史に「三司官邪那無禮、不以應命」といへるが、當時の實相を穿ちしものと知られたり。

已にかくの如く、嘗に我本土に疎情なるのみならず、遂には薩摩の使節を侮辱するに至りければ、これ彼より公然と開戦を挑み

たるに異ならずかゝる場合になりては、たとひ如何なる國たり
と雖、毫も用捨のなし得可きにあらず、況や附庸國となせる沖繩
なれば、島津家に於ても、最早黙々に附する能はざるに至れり。
さて薩州にては、かゝる侮辱を蒙むる前、已に一度は沖繩を伐て
之を懲らすの必要を見認めしかば、慶長十年七月に、本田親貞を
駿府に使はして、本多正信正純父子、及び山口直友に依りて、沖繩
を伐たんことを幕府に請はしめたり。然るに徳川家康は、今一度
使を遣はして來聘を説き、それにて猶聽かざれば、いよく征伐
の軍を起すべしと猶豫せしめしに、翌十一年六月、島津家久が徳
川家康に伏見城に謁見して、琉球近年致懈怠候、殊更權現様○書後
上げし文書に見えたるに御禮可申上之旨、使札を以申付候得共、不致
文なる故に權現様と云領掌候間、人衆を差越、可致退治、この趣を、山口直友より言上せし
むるに及びて、家康直ちに之を許し、かば、慶長十四年征繩の準

備は、數年前より着手しつゝありしを知る可きなり。

此準備たるや、慶長十三年秋には、最早整頓せしは明かにして、已
に其九月六日に、琉球渡海之軍衆御法度之條々といへる布達ま
で發して、堂宮寺等あらずまじき事、無罪者殺害一切停止たるべ
き事、町人百姓之類差而取まじき事等を訓戒したり。明くれば慶
長十四年の二月廿一日、樺山權左衛門尉久高、平田太郎左衛門増
宗等を將として、三千の兵、百餘艘の船は、いよく沖繩征討に出
發したり。而して此軍は、行く大島、徳島、永良部島、輿論島を討
ち平らげて、三月下旬全軍沖繩に着き、那覇の備あるを見て、北方
に廻り、二十七日、増宗は今歸仁城を攻め、四月一日に、久高は運天
に上陸したり。

茲に余は、久高等が先づ大島以下の諸島を討平せしことにつき、
一言附記する所あるべし。この大島は、文永三年に沖繩に屬

し、以來沖繩より吏を派遣して統治せしめ稱して大屋子といへり。蓋し御役の義なりといふ。而して徳島、永良部島の如きも亦從來は沖繩に屬し、輿論島に至りては、沖永良部の屬島なりき。南島誌に見ゆ。然れば即ち先づ是等の諸島を平定せざる時は、所謂前門虎を防ぎて後門狼を進むに類するが故に、久高等は眼を是に注ぎしや明かにして、此度の事件より、是等の諸島は盡く薩摩の版圖内に歸し、特に大島の焼討間切といへる名は、薩軍銃を發して攻取せるより、唱へ始めしなりといひ傳へたり。

薩軍已に沖繩に到着して、其北端を占領し、直ちに南下して鄭廻が久米村の營を破り、那覇を奪て首里城に薄まり、破竹の勢當る可からざりしかば、三司官は連署して降を請ひ、尙寧王は城を致して捕はれたりき。

余嘗て運天港、今歸仁城址より、那覇首里の間に往來して、親しく

慶長の遺跡を探る。運天村後の一墓或は傳へて慶長の戦死者を葬るに聞き或は尙寧王の暴政を避けし按司の墓なりともいふ杖を停めて之を吊す。白骨累々、實に島北の一奇觀たり。然りと雖試に其骨を藏めたる一壺蓋を開くに「雍正十三年乙卯七月三十日」の文字、僅に讀むべきあるを見たり。雍正十三年は我享保二十年、即ち慶長十四年を去ること百二十六年の後なれば、これ慶長戦死者の遺骨ならざるや明かなり。而して球陽に記せる所によれば、屍骨を藏せる木龕の壁に、弘治十三年九月の文字ありと云。然るに弘治三年は、慶長十四年より四十二年以前なれば、是亦慶長戦死者の遺骨にあらざること論なし。されば此墳墓を以て、慶長の役に關係あるが如く思はんことは、畢竟誤謬たるを免れざる可也。

第八章 慶長征伐論下

役後嶋津氏の措置……賓客としての尙寧王……諸種の旋の發布

……尙事王以下の誓約……附庸たるの實……沖繩を介して日支の通交を復興せしむ

樺山久高等は、本田親政等を留めて沖繩を鎮せしめ、五月五日、尙寧及び俘囚を率ゐて那覇を發し、二十四日薩州山川に歸着し、二十五日を以て鹿兒島に凱旋したり。其報知の幕府に傳はるや、將軍秀忠、手書を義久、義弘、家久に賜ひ、前將軍家康も亦感狀を家久に賜ひて、彼國進之條彌仕置等可被申付と慰諭に及びたり。是より島津氏は、尙寧等に對して如何なる措置に出でし乎。之を遇するここ苛酷にして、多年の憤恨を發漏せんごせしや。又は洒然舊怨を忘却して、互に手を執て歡を共にせしや。是れ一の着目すべき所なりとす。蓋し尙寧等は、已に禮を失して討伐を受け、防戦効なくして捕へられたる始末なれば、此度薩州に赴かば、再び故國を見ること能はざるやも計り難しと思察し、惴々焉として

屠場の羊の如く、六月十七日、義久、義弘、家久に面して其を罪謝したりしが、島津氏に於ては、秋毫も反目冷遇の色なく、却て屢々饗宴を張りて胸襟を開き、慰藉款待至らざる所なし。當時僧文之が、同氣同聲情亦親、諸州本不異蒼旻、邦君今有兩君好、更似冷風吹健人と歌ひたるは、よく其時の狀況を描出せるものなりしなり。翌十五年五月十六日、家久は尙寧等を率ゐて鹿兒島を發し、八月十六日、前將軍家康に駿府に謁す。家康散樂を設けて之を饗し、常陸介頼鶴千代房頼の二公子をして舞はしめたるが如き是亦其待遇の冷かならざりしを想見す可きなり。同月二十五日、一行は江戸に到着し、時の將軍秀忠に謁見す。秀忠亦召して宴を賜ひ、且尙寧を慰諭するに、國に歸りて祖先の祭祀を承奉すべきを以てす。是に於て乎、鬱結したりし彼の愁眉は、徐ろに開けて滿顔の喜色となりぬ。彼の豫期せし所は全く異なりて、事實は是が反對に

出でたり。況や江戸出發に臨みて再び將軍よりの饗應を受け、その薩摩に往復するや、幕府沿道の諸藩に命じて、朝鮮の來聘と待遇を同じくせしめしかば、捕虜としての尙寧は、毫も捕虜の輕侮を蒙むることなくして、反て賓客たる尙寧王として、厚遇優待せられしに於てをや。

家久尙寧等、己に暇を賜はりて薩州に還る。明くれば慶長十六年。此年は今回事件の落着きとして、種々の掟を定めたる時なりき。即ち七月十日には、竿奉行伊地知重房等、檢地帳を進め、此年三月、上井里兼等、己に沖繩本島の檢地帳を差出したれ沖繩及び先島の税額、總計八萬九千八十六石と算定し、九月十日には、樺山久高其他四名の連署を以て、

- 沖那波 けらま よ部屋 いざな 伊惠島 こなき島
- 栗島 久米 やえま 宮古島
- 右島々より、毎年可被相納物數之目錄。

- 一、ばせを布三千端。
- 一、上布六千端。
- 一、下布一萬端。
- 一、から苧千三百斤。
- 一、綿三貫目。
- 一、しゆろ綱百方眞なし。 但長六十ひろづ。
- 一、くろ綱百方眞なし。 但長六十ひろづ。
- 一、莖三千八百枚。内三百枚は長むしろ。
- 一、うしの皮二百枚。
- 以上

こいへる一書を三司官に授けて、年々貢物の納額を定め、同十九日には、久高其他三名より、沖繩及諸島の收入費途を指定して、八萬九千八十六石の中、五萬石を以て王の所得とし、其餘は之を諸

臣に預ち、猶剩す所あらば王の雜費に供せしめ、又

一、薩摩御下知之外、唐へ誂物可被停止之事。

一、從往古由來有之人たりといふ共、當時不立御用人に、知行被遣間敷事。

一、女房衆へ知行被遣間敷事。

一、私之主不可頼之事。

一、諸寺家多被立置間敷事。

一、從薩州御判形無之商人、不可有許容事。

一、琉球人買取、日本へ渡間敷事。

一、年貢其外之公物、此中日本之奉行如置目、可被致取納之事。

一、關三司官、就別人、可爲停止之事。

一、押賣押買、可被停止之事。

一、喧嘩口論、可被停止之事。

一、町人百姓等被定置諸役之外、無理非道之義申掛る人あら

ば、至薩州鹿兒府、可被致披露事。

一、從琉球、他國へ商船一切被遣間敷事。

一、日本之京判升之外、不可用之事。

一、博奕僻事有之間敷之事。

右條々於違犯之輩有之者、速可被處嚴科之者也、仍下知如件。

といへる十五ヶ條の掟を制定して、尙寧及び三司官に與へたり。

彼等今に至りて焉ぞ敢て不服を唱ふるを得む。王及び三司官は、

鄭廻を皆盟書を致して、鴻恩を謝し、凡そ授けらるゝ所の制令は、

一意遵奉して背犯せず、若し苟も是に違ふことあらば、神祇照覽、

殛罰を加へらる可しと誓ひたり。今王の起請文を展きて之を見

るに、少くとも其外觀に於ては、全く島津氏の恩威に服従したる

の狀、宛然として文面に溢れたり。その本文は之を別て三段とな

す。實に左の如し。

一、琉球之義、自往古爲薩州島津氏之附庸、依之。大守被讓其位之時者、嚴艤船以奉祝焉、或時々以使者、使贈猷陋邦之方物、其禮義終無怠矣、就中太閤秀吉公之御時、所被定置者、相附薩州、徭役諸式、可相勤旨、雖無其疑、遠國之故、不能相達、右之御法度、多罪々々、因茲琉國被破却、且復寄身於貴國上者、永止歸國之思、宛如鳥之在籠中、然處家久公有御哀憐、匪啻遂歸郷之志、割諸島以錫我、其履如此之御厚恩、何以可奉謝之哉、永々代々、對薩州之君、毛頭不可存踈意事。

一、到子々孫々、讓與此靈社起請文之草案、不可忘御厚恩之旨、可令相傳事。

一、所被相定之御法度、曾不以可致違亂事。

三司官等の誓約文は、亦王のものご大同小異なり、今此誓約文中、

王は家久の哀憐によりて國に歸るを得と見えたり。而して慶長十六年九月十五日、家久より沖繩の西來院及び池城等五人に宛て、發せし書中にも、既王位日本へ有渡楫上者、永可被相離琉國之處、我等以懇志被成歸國事、不可有忘却候、自然對日本、踈意之旨於有之者、始王子衆、到諸侍迄、自三司官相理、此方へ有様可申越候云々、ごあれば、將軍家より歸國の允許の出でたるも、ご島津氏の取計によりしものなるべく、此高義に對して、將來忘恩の行動ある可からずと彼等に嚴戒し、以て島津氏が治繩の障礙を豫防したりしなり。而して王尙寧等は此誓書を差出して、九月二十七日鹿兒島を發し、青天白日、再び其故國に歸りたり。

嗟戰後の我が措置たるや、洒々落々、光風霽月の如くなれば、此誓約の文中にも言明せるが如く、彼が我を徳とせるは當然なるのみならず、其間に又凜乎犯すべからざるの威を示されて、勢ひ我

に乖離背反する能はざりしなり。而して彼よく島津氏の制令を
聽き爾後甚しき蹉跌あるに至らざりしは、全く此慶長の役の恩
威並び行はれたるに基する所多しと謂ふべきなり。
以上述べたる所を以て之を觀るに、沖繩は是より薩摩の政令を
奉じ、且年々賦貢を納むる事なれば、その附庸たるの實を示すに
至れるは亦争ふ可からざるなり。素より島津氏に於ては、已に忠
久の代より、南海十二島の地頭職に補せられ、足利將軍義教の時、
更に沖繩を賜ふの命に接し、文明三年、泉州堺の船沖繩に通航せ
し時、島津立久は、足利義政に請ひて他國船の往來を禁じ、永正十
三年、備中の人三宅國秀が、沖繩を襲はんとして坊の津に來りし
時も、島津忠治、足利義植の許可を経て國秀を撃破せしなどを見
れば、沖繩は久しき以前より、已に島津氏の附庸とは公認せられ
たりしも、島津氏は是に對して放任の主義を執り、公然制令を發

して其政に關涉し、又は一定の額を制して賦貢を課したるが如
きは、未だ嘗てこれあること無かりしに、慶長の役よりは、全く名
實相伴ひて、附庸たること彌々明かなる事實となれり。
されば是より後、薩州より在番奉行を沖繩に置き、諸事の監理檢
察をなさしめ、元和二年、尙寧王子なくして繼嗣定まらざるに當
り、家久等、尙豊を立て、嗣子となさしめてよりは、繼嗣毎に島津
氏の准許を得る例となり、又薩州よりも、其嗣位毎に物を贈り、沖
繩も之に酬ゆるに謝典を以てせるのみならず、將軍家に對して
も、恩謝使といふを送り、又將軍の代替などの慶事には、賀慶使と
いふを派遣するに至りぬ。猶此事につきては、別にいふ所あるべ
きなり。

此他沖繩征伐に附隨したることは、沖繩を介して、支那と交通の
恢復を謀らしめしにてありき。初め室町幕府の時、明と交易する

の利あるを見て、勘合印を以て之が符となし、互に通商をなす。來りしが、其後明の商船絶えて來らざると、茲に數十年、徳川氏方ち再び互市を開かんと欲し、沖繩の明に通ぜるに乗じ、是に托して明に告げしめんをせしむ。鄭廻固く拒みて従はざりしこと、已に述べたるが如くなれば、島津義弘は更に

貴國之地隣于中華、中華與日本不通商船者、三十餘年于今矣。我將軍憂之之餘、欲使家久與貴國相談、而年々來商船於貴國、而大明與日本商賈、通貨財之有無、若然則匪翹富於吾邦、貴國亦人々其富潤屋、而民亦哥於市、於野、豈復非太平之象哉。我將軍之志在茲矣。是故家久使官二人告之於三司官、三司官不可、將軍若有問之、則家久可知之何哉、云々、

といへる書を尙寧に贈りて、之を諭さしめたり。何の好果もなくして、遂に戦争となりたりしが、今や其戦争鎮定に就くに及

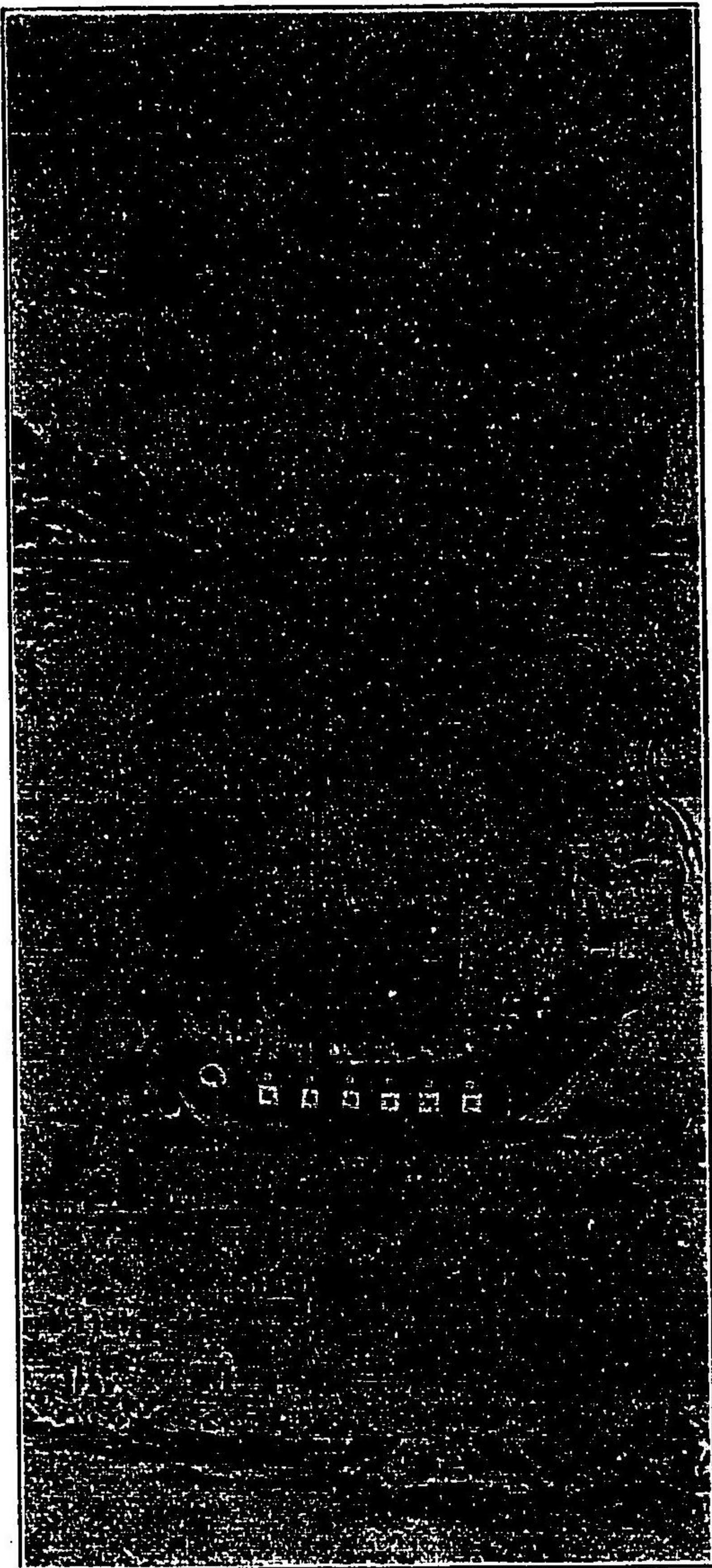
び、慶長十六年五月、山口駿河守直友は、幕旨を奉じて人を薩州に遣はし、此時尙寧は江戸より歸玉尙寧をして我が意を明に通せしむ。家久、義弘等亦幕旨を奉じ、僧文之に命じて、手代りて書を草せしめ、是を授けて明に贈らしめたり。今其書簡を通讀するに、明に向ての要求は、之を分ちて三となす。日本の商船を許して、明の領内に入れしめんこと一なり。明の商船を沖繩に來らしめて相貿易せんこと二なり。使を遣はして年々有無を通せんこと三なり。此三者の中に就きて孰れか其一を許容せらる可し。若し然らざるに於ては、日本九州の數万の軍進みて明に入寇する所あらむと迫りたるものなり。而して慶長十八年正月に至りて、尙寧は名護按司を薩摩に遣はし、明に互市を請へり。告げしめしを見れば、交易の照會を爲し、は事實なるも、明は是れ對して如何なる決答に及びし乎は判然たらず。されど南聘紀考に、明の神宗諸臣

の上疏により、外貢を緩めて内備を修め、一旦沖繩使節の入貢を止めたりと見ゆるより之を推し、又明が海上を警戒せるを合せ考ふるに、蓋し回報は爲さざりけむを、我國に於ても、恰も大坂の役にて兵馬慳惚の際なりしより、南方の事は、姑らく不問に附せしに相違なかるべきなり。

第九章 進貢船及び冠船 上

- 進貢船及び冠船の濫觴……明が進貢船に對して設けし制限……
- 沖繩の進貢を望みし事情……進貢に對しての薩州に於ける考……
- ……進貢につきて沖繩人の營利……薩吏の取締……御糸荷……扮裝の薩人進貢に伴ふ事

沖繩より貢物を積みて支那に趣むく船之を稱して進貢船と云ふ。支那より冊封使を載せて沖繩に航する船之を稱して冠船と云ふ。冠船と進貢船とは、沖繩の政治經濟に關係を有せるや大な



小川一眞説

是はこれ貢船歸來の古圖の縮摸也。全景は即ち那覇灣口にして最近の障壁は埠頭の三重城とし其上下に羅列せる群集は魁首利目貢船の歸來を待てる歡迎者たり。埠頭の前右方に當りて波を冒して斜に急進するものは果して何物ぞ。飄々乎たる一葦の扁舟に過ぎずと雖艇上の標榜は薩侯鬪形の紋所ならずや。其委曲に至りては、本文を一讀せむ人の知る所たるべし。

り。在昔明の洪武五年、太祖使を遣はして沖繩を招諭するに及び、沖繩の察度王は、其詔書を受けて臣と稱し、方物を獻して入貢の端緒を開き、子武寧王よりは、明の冊封を受くる先例を開き、こゝ前章已に述べし所の如し、而して進貢船及び冠船は、實に其濫觴を茲に發せり。

明は沖繩の朝貢にあひて大に喜び、厚く使者を待て物を贈り、或は兵を遣はして邊海を防衛せしめ、或は善く舟を操する者を給して往來を便ならしめ、或は難船漂着の時は、之を修理して薪水を與へしめしを以て、沖繩は遽に庇護の恩に浴し、而して其庇護の下に於て、互市の利潤を得んことを務めたるは、亦疑ふ可からざるものゝ如し。是を以て冠船は常に歡迎せられ、進貢船は屢々派遣せらる。人情の趨向亦如何にもすべからざるなり。請ふ先づ進貢船につきて少しく云ふ所あらむ。察度王が始めて

明に通ぜしより以來、支那に入貢すること頗り頻繁となり、連年未だ嘗て懈怠なく、明の永樂年中には、年毎に再貢三貢をなし、明其繁を厭ひて而も却くること能はず、後遂に之が制限を設けぬ。明史琉球傳に曰はく、

十年^{○成}貢使至福建殺懷安民夫婦二人焚屋劫財捕之不獲明年復貢禮官因請定令二年一貢毋過百人不得附攜私物騷擾道途帝從之賜勅戒王其使者請如祖制比年一貢不許云云十三年使臣來復請比年一貢不許明年四月王卒世子尙眞來告喪乞嗣爵復請比年一貢云云乃命給事中董旻行人張祥往封而不從其請十六年使來復引祖制條章請比年一貢帝賜勅戒約云云弘治元年七月貢使自浙江來禮官言貢道向由福建今既非正道又非貢期宜却之詔可其使臣復以國王移禮部文來上言舊歲知東宮冊妃故遣使來賀非敢建制禮官乃請納之而稍減儀從賜賚以示

裁抑之意云云正德二年使者來請比年一貢禮官言不可許是時劉瑾亂政特許之云云嘉靖二年從禮官議勅琉球二年一貢如舊制不得過百五十人

嗚呼沖繩の支那に進貢せんを務めしや切なりと謂ふ可し既にして我が慶長の征伐を受くるにあひ明の布政使は沖繩の朝貢に就きて議して曰はく「琉球新に殘破を経財匱きて人乏し何ぞ必ずしも間關遠く來らむ還て當に厚く自ら繕聚し十年の後物力稍完きを俟つべし然る後復貢職を修むるも未だ晚しと爲さざるなり」と乃ち定めて十年一貢を例となさしむ然るに沖繩は翌年入貢其翌年又入貢して毫も殘破の愁色なく反て福建守臣の拒斥にあひ快々として歸りたること明史に見え尙寧王卒して尙豐王立つた及びては再び二年一貢の舊例は復せんことを請ひたれども明の禮部官は「琉球の休養未だ久しからず暫く五

年一貢と定め、追て更に議する所あるべしと諭したりしが、此諭達も殆ど効果なかりしが如し。清の順治十一年、尙質王使を遣はし、進貢して封を請ふに及び、更に二年一貢と定め、又進貢の人員百五十人に過ぐる能はずと制してより、清の世は二年一貢を例として近代に及びぬ。

沖繩の進貢を望むこと斯の如く切なり。而して其切なる所以のものは何の爲ぞや。他ならず、互市の利を得んと欲せしに過ぎざるなり。何を以てか之を知る、明史に曰はずや、

禮官言○尙眞王冊封を求め併せて比年一貢を請ひし時

其國連章奏請、不過欲圖市易、近年

所遣之使、多係閩中逋逃罪人、殺人縱火、奸狡百端、專貿中國之貨、以擅外蕃之利、所請不可許、

と進貢の精神那邊に存せし乎を知らんと欲せば、此文を一讀して思半に過ぐるものあらむ。是故に一朝支那に兵亂起り、進貢船

を派遣すること能はざるに至りて、沖繩は豫め其準備なき時は、困乏窮迫、薩州の賦貢をも納むる能はざらんことす。是れ畢竟交易の利潤を失ふに因ること言を待たざるなり。故に沖繩の古賢蔡温は、訓戒を遺していへるあり、曰はく、

唐世替程之兵亂差起候は、進貢船差遣候儀不罷成、或は十四五年、或は二十年三十年も、渡唐斷絶仕儀案中に候、御當國さへ能々入精、本法を以て相治置候は、到其時も、國中衣食并諸用事、無不足相達、尤御國許○薩州を指して御國元と云これ注意すべきの一なりえの進上物は、琉物計にて致調達、其斷申上、可相濟積に候、若御政道其本法にて無之、我々の氣量才辨迄を以て相治め候は、國中漸々及衰微、御藏方も、必至と致當迫候儀、決定之事に候、右之時節、渡唐及斷絶候は、御國元え進上物の儀、琉物調も不罷成、言語道斷之仕合可致出來候、

と進貢の利潤は是に至りて益明かならずや。かくの如く進貢は初より交易の精神に出で、年を経て益甚しくなりしものなれば、年々是を行て懈怠なかりしも怪しむに足らず、兼從賜賚を減じて裁抑の意を示され、靦として顧みる色なく、更に福建の守臣に拒斥せられて、猶且斷念すること能はざりしも、亦故なきにあらざるなり。

然れば則ち薩州に於ては、如何なる考を以て支繩貿易に對せし乎。素より薩州にありても、沖繩進貢の精神を知らざるにあらざる可し。否よく是を知る、知るが故に反て進貢を看過したりしなり。若しそれ然らざりしならば、慶長の征伐以前は兎も角も、豈其以後に於て、袖手沈黙、徒らに沖繩の支那に入貢するを傍觀せんや。而して能く之を傍觀したる所以のものは、薩繩共に此交易の利を占めんことを謀り、漫りに隙を支那と開くの不利を避けし

に因る。故に進貢の時に當りて、或は海賊に備へんが爲に大小砲を貸附し、或は銀銅等を給せしが如きは、寧ろ薩州より、反て進貢を獎勵したる觀なき能はず。而して地狹く産乏しき沖繩より、我に對する貢納の澁滞なからしめんには、勢ひ此利を得しむるの要ありしと共に、一朝他よりの收得を斷たば、沖繩の財政彌々困難となりて、之を支配すること最難きに至るや知るべかりしなり。況や已に交易を看過するも、猶沖繩より借銀を乞はれ、返濟の期到るも、荏苒停滯を見たるに於てをや。

加之、沖繩人が進貢の砌、支那人より借銀をなし、ここも少しとせず、沖繩の執政官は、度々之を制止すと雖、窮迫の餘弊遽に改むる能はず、返辨を遷延して切りに債主の督促にあひ、遂に冠船渡來の時に及びて、譴責を受くることあるに至れり。かくの如き状態なれば、進貢して支那に在る時も、種々の無理をいひかけ、老朽

の船に乗じて赴きながら、此船にては歸帆難成候間、新造船被下
 度と迫りしこともありは、現に沖繩人の記録中に散見せる所
 なり。然れば津港出入の間にも、必ずや亦漁利の法を講ぜしなら
 むと考査するに、果して然りしを發見せり。何ぞや、曰く拔荷と稱
 するに則ち是なり。素より進貢船は薩州の公許せしものなれ
 ば、沖繩派出の在番奉行は是を監督し、凡そ船中割載の品額も一
 定し、而して其貿易したる物品は、多く薩州を過ぎて長崎及び京
 坂間に轉販したりしなり。然るに沖繩人は、出入の際往々隱密手
 段を行ひて、利益を壟斷せんと欲し、支那より歸來の時、或は直ち
 に那覇に荷揚げせず、陰かに途上の島に貨物の幾分を下ろし、後
 ち薩吏の目を掠めて是を取るに至れり。是れ文化元年、唐物拔荷
 の取締につき、薩吏の布達にかゝる文書に徴して明かなり。其正
 月附のものに曰はく、

一、唐物拔荷一件取締之義○中 唐物の義に付、於津口番所改等
 之事、安永八亥年、公義より御達之趣有之候處、其後も定外の唐
 物、御國外え出候義も度々有之、先達而も、出所不正之唐物、薩州
 より大坂表え持登、其節御當地役人共之免切手を以て、改番所
 を偽通り候段、番人共改方等閑之至、殊右免切手差出方に於て
 も、役人共并問屋に至迄、不行届仕來之趣相聞候間、右等之義も
 被相改、以來嚴重行届候様、急度可被仰付候、

其二月附のものに曰はく、

唐物拔荷一件に付御取締之事、

一、○前 歸唐船之節、過半花羅摩島○慶長 間島 え汐掛いたし、不正之

藥種類卸置、那覇改相濟候以後、密々持越候聞得も有之候に付、

歸帆前、右場所取締肝要之義候間、時宜次第、横目、并に附役、足輕

等分遣、細密相改、不正之品於有之者、琉球方え引渡、荷主者國法

之通被申付候様可取計候

こ彼等が種々の方法を以て利を得んさせしは洵に至れりと謂ふ可きなり。是に於て乎薩吏は更に在番奉行に令を下し進貢船の監査を嚴重ならしめ、その那覇に歸着の節は詰横目、在番奉行、付役、琉球物奉行、高奉行等早速船中に馳せつけ、船頭、水主等を盡く上陸せしめ、貨物を點檢して嚴重なる取締を爲し、檢閱終結に至るまでは足輕、横目、其他那覇の役人五六人をして、晝夜船番をなさしむる等、毫も不正の行爲を交へざらしめたり。余貢船歸來の古圖一幅を藏す、圖中島津氏の紋所を表示せる短艇あり、匆忙巡檢の狀宛然其實を視るが如し。即ち是れ薩州の横目及び各奉行等の舟にして、かゝる嚴重なる監査を爲せるものは知られ

たり。

薩州に於ては、已に進貢の際、支那と交易の利あるを熟知す。是故

にかの御糸荷と稱することも起れり。御糸荷とは、沖繩人の支那に赴くに托して、内地の貨物を福建に鬻ぎ、以て布帛の類を購ひ歸らしむるなり。然るに沖繩人は、戦々競々進貢船の支那に拒まれざらんとをこれ恐れ、深く日本に通ぜるを秘せしものなれば、成るべく薩摩の物品を支那に輸するを避けんとせざるは免れざる所。加之進貢の節、交易の暇なかりし物は、次年を待て互に是を請取ることもありしに、薩州よりの御用品となるときは、かゝる融通をも爲し能はざれば、安永四年、薩州より銀昆布、其他魚介類を以て交易せしめんとせし時に、琉球之義、進貢は次に致し、賣買を專致候筋に、毎度唐人共沙汰事に候とて、種々の事情を陳して之を辭するに至れり。又薩州にありては、嘗て其の臣に命じ、沖繩人に扮して進貢に従はしめ、支那に入りて交易を爲さしめたりしが、康熙の中葉より、清主は貢船定員の數を増して二百人とな

すを許し、且つ貿易に賦課せし税をも免じてより、沖繩人は手廣く商業を營むを得ると同時に、福州の琉球館へも、支那人の出入するところ、漸繁となりて、支那人はよく沖繩の言語を了解すれば、最早いかに扮装を凝らすとも、薩人は薩人なりと見分けらるゝや必せり、若し然ることあらんには、沖繩は從來支那に詐りて、日本に通融仕らずといへる馬脚暴露し、進貢の障碍をなさば一大難事なりと思惟し、遂にかゝる薩人の進貢に加はるを辭するに至れるは、彼國の狀勢憐察すべきものと共に、いかに進貢船の重んぜられたりし乎は、是を以て其大要を知る可きなり。

第十章 進貢船及び冠船 中

進貢船の支那渡行……互市の品價……財源……渡唐銀及び返上

物……沖繩人困難の諸事情……進貢使北京への往還……接貢船

……冠船の渡來……其接待

かくの如く重きを置かれたる進貢船は、前後二艘より編成せられ、豫め海賊の患に備へんが爲に、磯崎に於て船員に砲術を學ばしむること三日、第一の船には凡そ百二十人、第二の船には凡そ七十人を乗せ、一は春二三月の交、一は秋九月中旬を以て、各々纜を那覇灣頭に解き、進貢の章旗を海風に翻へして福州の沿岸に至る。閩江の下流を溯ること五里許にして、支那の司船吏之を迎へて査檢し、川口通事は茲より同乗し、先導して福州の琉球館に入らしむ。而して進貢使は、九月十月の交に及びて琉球館を出發し、十一月十二月の交、漸く北京に到達す。清の代となりての事をいふ而して進貢船に扈從する二十人内外の者の外は、皆依然として琉球館に滞在し、以て明年進貢船の北京より歸り來るを待つと云ふ。かゝる長日月の滞在なれば、其間充分の互市交易を行ひしや知る可きのみ。

然れば則ち其互市の品價は凡そ何程なりし乎の疑問を生ぜむ。嘗て尙貞王が島津氏の命を受け、三司官をして情狀を陳啓せしめしものによれば、天和二年、進貢船二艘の齎らしたりし銀、八百七十六貫錢金となさは一萬四、萬四千六百兩、貞享元年に齎らし、銀八百八十七貫錢金となさは一萬四、千七百八十三兩、見ゆ。尤搭載の貨物は、此外なりと推知せらるゝなり。之に加ふるに、進貢使入京の往還に携帯したりし金、凡そ六千兩なれば、是等の大金は、沖繩の如き金錢の缺乏せる處に於ては、容易に調達し得べきにあらず。然るに、隔年進貢船を派遣して怠ることなかりしなれば、其財源は那邊に於て之を得し乎。他ならず。支那と交易して得たる所の利潤と、更に其交易せし貨物を我本土に販賣して得たる所の純益金とは、財源の一大部分たるや言を待たざれども、猶他に財源の一部となりしものは、薩州より支出せる渡唐銀即ち是なりとす。而してこの渡唐銀は、已に慶

長十八年六月、薩吏が繩吏に與へし覺書の中にも、

一、唐え可被遣銀子分量之事、付、今度銀子銅、爲渡唐差下候事、

但し銀子は十貫目

銅は一萬斤

と見えたりしが、寛永八年より後は、常に島津氏より是を與へて、交易をなさしむるを例とするに至れり交易終れば是を償還せしむ。而して元祿三年五月、島津氏は渡唐銀を改めて拜借銀といへる名目になししかば、其性質は益明かなるものとなれり。即ち進貢の時に當りて、薩藩より銀を沖繩に貸附し、還るに及びて償納する所あらしめたりしなり。故に其償納品を名づけて、爾後は返上物と稱し、敢て唐買物と混稱することなからしめたり。又この渡唐銀の外に、沖繩人は鹿兒島の市人より金銀を借り、以て進貢互市の資に充てたる額も少なからず。元祿元年に八千兩を鹿兒嶋市人に借りしこと書に見えたり。而して是等の借

進貢船及び廻船中

財も、後ち沖繩人が支那の貨物を鹿兒島に轉販するに及びて、其元利を償還すべかりしは素より明かなり。

右の如くなれば、沖繩が進貢互市の財源は、薩州の關する所多きに居れりと謂はざる可からず。彼島人は進貢の際に薩州の物品を托せらるゝは務めて之を避けしならむも、さて其財源に至りては、一朝薩州より削減せられなば、困難を感ずること鮮しとせざる可し。然るに徳川幕府は、元祿元年を以て、島津氏に令じて渡唐銀に削減をなさしめたり。其理由たるや、幕府は我國の金銀年々減少するの傾向あるを憂ひ、務めて外國に流出するの途を防がんと欲せしに因らずんばならず。是に於て乎沖繩にては大に驚き、薩吏に頼りて其情狀を陳し、薩侯は之が爲に幕吏に稟請する所ありしも、幕吏は遂に許容せざりき。而して沖繩の困難とせし所のものは、猶此外に無きにあらざりしなり。何とならば、進貢

交易の貨物は、多く鹿兒島を過ぎて長崎及び京坂間に轉販せしこと、前に述べたる如くなりしが、事を長崎に管せる者、其取締をなすや至て嚴密にして、恣に貨物を賣買せしめざりしかば、沖繩の船舶偶長崎に到るも、自由に轉販する能はざる事情の存せしを以てなり。沖繩王亦之を憂ひ、乃ち島津氏に告ぐる所ありたり。けむ、島津氏は是より店を定めて貨物を卸すの便法を取らしめ、尋で又京都にも問屋を定めんと幕府に請ひ、やがて原善兵衛の店を以て、之に充つることを公許せられたり。

是に於て轉販につきての困難は除かれし如くなりしが、更に又一の困難は生じたり。即ち我國の貨幣は、改鑄を加ふる毎に、漸次其品質を粗悪ならしめしを以て、沖繩人は、在昔慶長の純貨を以て貿易せし時と異りて、今や新鑄の悪錢を以て支那市場に臨みては、彼れに信用を失して少なからざる不便を感じ、到底其用に

供するに足らざることを知るに至れり。是に於て尙敬王は元祿二年を以て復た實情を陳して薩藩に訴へ、惡貨の雜分を鎔去して純銀に復せんと請ひ、薩侯よりは更に之を幕府に稟請したりしかば、翌年七月、閣老井上河内守正岑、幕命を奉じて島津氏に令し、以て彼れの請願を許さしめたり。所謂御銀吹替の起れるは是よりの事にして、沖繩は亦其希望を達するの幸を得たり。

沖繩進貢の節、齋らす所の銀額が一旦削減せられしは、彼れにとりて一不運なりしかども、其他の事は幸に冀ふ所に違ふことなく、又その携帶金の削減とても、殆ど全額の十分の一に止りて、猶十分の九は従前の如く、支那に齋らし行くを禁遏せられしにあらず。況や元祿元年よりは、清主沖繩王の請願を納れ、貢船の定員五十人を増し、且又接貢船貿易の税を免除したりければ、接貢船の事は後にいふ實際右十分一の携帶金減額によりて、進貢の互市を萎縮せ

しめし形跡は、決して顯著なるに至らざりき。

さればかの翻々たる進貢の章旗は、隔年未だ嘗て福州沿岸の潮風に靡かざることなく、進貢使が九十月の交を以て、徐ろに琉球館を發して北京に赴くに當りては、福州より伴送官といへる者之に伴ひ、途次各省を過ぐる毎に、樂を奏して迎送せられ、道路往還の旅費は、各省の官府より之を支辨したりといへば、いかに沖繩人が進貢に便を得しかば、亦以て想見するに堪へたり。而して進貢使いよく北京に到着すれば、吏部尙書の宅に於て饗宴を開かる。是を稱して下馬宴といふ。進貢已に終り、使節歸途に上るに臨み、再び上馬宴と稱する饗宴あり。而して其使節の歸途は、欽差官是を送りて福州に到り、使節は茲より接貢船に乗じて沖繩に歸る。

余は茲にこの接貢船につき一言せざる可からず。接貢船とは、

沖繩より進貢使を迎へんが爲に派遣せるものにして、其章旗には、赤染の綿布に恭接の二字を大書し、以て進貢船と甄別する所ありしむ。其濫觴を尋ぬれば、延寶六年の冬、尙貞王使を清に遣はし、一隻の船を加へて進貢使の往來を便ならしめんことを請ひ、遂に是を許されし時に生まれり。而して其船の用たるや、表面は進貢使を迎ふるにありしものなれば、常に進貢船の支那に赴ける翌年に、纜を那覇に解けり。然るに進貢船は、隔年に支那に航行するを以て、進貢船の出でざる年は接貢船派遣せられ、かくの如くにして沖繩は、實際毎年支那に船を發せしものと謂ふ可かりき。

然ればこの接貢船は、單に進貢使を迎へ歸るを以て其任務となしたりしや。曰く否。是に乗る所の百人内外の沖繩人は、豈徒らに漠然危険の航海を冒さむ。必ず亦爲にする所ありしや知る可きのみ。而して其爲にせし所のものは、進貢と同じく交易の目的を達せしに過ぎざるなり。已に貞享四年の調査によるも、天和三年、接貢船の齎らしむ銀四百二十六貫錢金となさは七千一百兩なりしこと見え、尋て幕府は島津氏に令して、接貢船所帶の銀額を削減せしめたり。要するに其交易をなすは、かの康熙の中葉に、清主接貢船の貿易税を免じたるにても知らる可く、又島津氏にありても、素より明かに是を了知し、一步進んで亦是に交易品を授けしこと、安永四年、進貢接貢共に銀子昆布等を附托し、支那に於て互市せしめんとせしにて悟るべきなり。

進貢船に關したる内情につきては、以上縷陳せし所を以て、ほど了會し得べしと思惟せらるるが故に、是より冠船に移りて視察する所あらむ。冠船は即ち冊封使を乗せて沖繩に赴くもの。冊封使は即ち沖繩王の繼嗣ある毎に、是を封じて王となすといへる。

支那帝の空文を傳ふるものなるを以て冠船は進貢船の如く度々來往するにあらず、王の一代に一回なりしは言を待たざるなり。従て又其派遣の期も一定せしにはあらざれども、大抵七八月の頃に來りて翌年二三月の頃まで沖繩に滞在せりといふ。冊封使は支那皇帝の詔勅を奉じて沖繩に赴き、直ちに之を世子に授けて王に封するの任務を有す。實際は王先づ立ちて然る後支此任や素より重大ならざるを得ざるなり。是を以て近代支那に於て是決して微賤の人を其正使とはなき、ゆゑ何を以て之を知る他ならず、正使は必ず正一品の滿州人なる可ければなり。たゞひ其正一品は、使命終りて返上するものなりとも、兎に角使節は、當時此名譽ある位階を授けられ、且又麟蟒服といへる正裝を賜ひて、三百六七十人の大衆に擁せられ、威儀重々として沖繩に向へり。冠船は、いよいよ那覇に到着するや、沖繩は上を下への混雜にし

て、深く宮裡に潜め、國王は、駕を那覇皇頭の迎恩亭に驅で之を迎へ、天使館に於て面謁を遂げ、使節冊封の詔勅を奉じて王城首里に赴くや、王復た出でて守禮坊下に迎送す。首里城の入口は門あり、榜して守禮之邦といふ其の禮を厚うせること、蓋し是に過ぎたるはなし。而して國王の冊封使に對するには、王の大禮服も稱すべき明服を用ひたり。是れ明より賜ひし衣冠なり余嘗て首里の尙家を訪ひ、幸に親しく寶物の展覽を許さる。執事其冠服を出して之を示すに及び、絢爛華麗、光彩陸離たるに驚けり。かゝる有様なれば、沖繩に於て饗宴其他に費やむ所も少なからず。冠船御渡來之時、其御物入太分至極に候、漸く相賍置不申は、不叶事に候。この蔡温の訓戒は、素より正に其理なじとせず。已に天保七年の如きは、冠船渡來の支度不足金として、古銀八百貫目を薩州より借りしこと、當時の文書に見えたる所なり。

第十一章 進貢船及び冠船 下

冠船渡來につき我本土人の位置……繩吏の苦心……日本と交通せる

事の隠蔽……國頭へ本土人の退去……退去の隠蔽……支那人の看過

冠船は斯の如く沖繩に歓迎せられ、冊封使は表面上非常の勢力を有し是に従屬せる支那人も沖繩の畏敬を受けたれば、我本土人は此際いかなる位置に立つべき乎。慶長十四年の征伐以後は、沖繩の支配は薩侯の手より出で、時々寛嚴の斟酌はこれありしも、全く曠昔の放任主義に復して、何事も沖繩の任意たる可しといひしことなし。否實際は關係益密着となるに従ひて、隱然實權の基礎を鞏固ならしめしなり。然るにその際、威風堂々支那人に乗りこまれては、勢ひ兩立を保じ難きや知る可きのみ、而して實際は毫も衝突を見るの不幸に至らずして、麗日和暖、能く二百五十有餘年の泰平を繼續せし

は、素より其故なくんばあらざる可し。沖繩は已に上古我本土と通交し、中古島津氏の附庸となりて慶長十四年より全く其統御の下に服したれども、支那に對しては毫もこれを告白せず、日本の本土と往來することだに深く秘して、當地の義は日本と通融仕らず、支那に詐りしなれば、支那人が冠船に乗じて沖繩の現場に入りこみ、目のあたり其實況を伺ふに及びては、充分に注意を加へざれば、動もすれば虚罔の假面を剥がれて、遂に一大事件を生ずるに至らむとは、繩吏の百方焦慮せし所たり。況や沖繩が日本に通交せることは、夙に支那の察知せし所にして、明の萬曆三十五年、沖繩に贈れる書中にも、貴國陰實與倭夷爲市の語見え、又慶長役後、福建巡撫の上疏中にも、況又有倭爲之驅馘といへるが如き皆以て明が其内情を知りしを徴すべきなり。而して清の代となりても、素より全く是を知らざ

るにあらざれば、繩吏の益々臨深履薄の思をなむこと、實に懸
 察するに堪へたり。是を以て冠船渡來の間は、薩州に關せる談話を嚴禁せるはいふ
 に及ばず、一切日本風の物を隠蔽して、外面を繕ふに力を竭した
 り。そは我寶曆六年、即ち乾隆二十一年五月二十六日、評定所の各
 を以て布達せし、冠船渡來に付、締方申渡候覺、いへる文書を見
 て、之を熟知し得べきなり。同文書に曰はく、

- 一、當地之義、かこじま御手内罷成候段、たう人え嘶申間敷候、
 附、御奉行城間え被成御座候様子、繼而にほんに掛候取沙汰
 右同斷之事、
- 一、冠船御滯在中、首里泊那覇、近邊之間切、御高札掛候義、禁止之
 事、
- 一、大和年號にほん衆の氏名、大和書物器物等に至る

う人可見給物、深く可敷隠置事、

附、堂宮并厨子之内、其外塲之野原邊にて、たう人見當障可罷
 成物者、檢使を以て可取除候事、

一、武具之類、他國商賣、前より御禁止被仰付置候通、彌無疎意
 可相守事、

一、たう人毒藥持渡候義も可有之候間、買取間敷候、尤毒藥之致
 見聞候は、早速可申出候事、

一、たう人之内、自然鬼利支丹宗門之者、茂可有之候、依之、右宗旨
 之者持道具、并書物之名、別紙書記渡置候間、たう人宿え出入
 候、地下人能々見分仕、不審成儀、於有之者、早速可申出事、

一、御用向不携面々、たう人宿旅に出入、堅禁止之事、
 一、から物之義、辭價所相定、奉行立置、見届させ、商賣可申付候間、
 沙之物に而、茂一向眞申間敷事、

一、於那霸久米村、京錢取遣仕候義、一向令禁止候、首里泊、諸在郷邊には、密々通用可致候、尤道路持行候義迄も、京分と不見付様能々可心掛候、首里にても、たう人差越候砌は、一向取遣仕間敷候事、

一、大和琉球土産、少事之物とても、唐人え賣渡間敷候事、

一、たう人宿え、傾城之外、女出入仕間敷候、尤横目并たう人宿主えは、致見聞披露仕候様、可申付事、

一、地下之者、たう人え聊口成義、少も仕間敷候、尤切振に色々申散間敷事、

附、たう人宿え出入仕候傾城も、右同斷

一、關番所往還之面々、番人え慥に致引合、律儀可罷通事、

右之條々堅固可相守候、右個條之内にも、大和通融之取沙汰、又は鬼利死丹宗毒藥、且又武具商賣等之義、別而御大禁に而從跡

々、段々被仰渡置候間、聊以疎意仕間敷候、若違背之族有之、横目方より及披露候は、當人は不及申、親兄弟并與中迄も、重科可申付候條、此旨國中堅可被申渡者也、

其後天保七年、即ち道光十六年二月三日にも、繩吏は、

一、冠船滞在中、道之島船那霸致着船候は、やまと年號、日本衆之氏名、やまと書物、其外都而たう人見候而、差障候品は、假里

主御物城やまと横目見しらへ、取隠させ可申候、○中略

一、やまと歌、やまと言葉、仕間敷候、若たう人共、やまと言葉にて、何歟申聞候は、不通體可仕候、

一、やまとめき候風俗無之様、可相嗜候、

と嚴達し、天保十二年、沖繩に漂着せし支那人及び朝鮮人を泊村に居らしめし時も、亦警戒して左の如き布告を發したり、

泊村え漂着唐人并朝鮮人被召置候付、木屋近邊者勿論泊村道

中、又は於家内、大和歌謠仕間數旨、被仰渡置候、然處、去四日之夜、新江邊に而謠致し、木屋近邊迄も爲相聞由、甚不勘辨之至候、歌謠唐人共聞付候而者、御故障相成事候間、唐人滞在中、泊村近邊より歌謠仕候義、堅差留候様、久米村中不洩可被申渡旨、御差圖にて候已上、

嗚呼繩吏注意の密なる、延て俚謠に及ぶ、其の戦々として疵に觸るゝ如きの狀、紙面に躍動せるを見るに足らずや、

されば冠船渡來の時は、沖繩の光景忽然として面目を一變し、肅々乎として復た日本あるを知らざるものと如し、若しそれ深く當時の事情を究めざれば、或は次の如き想像を生ぜむ、沖繩在留の本土人は、島人の舉動に激して憤然たらむ、又其在留人は特に武を以て驕れる薩人なれば、沸々焉として之を快とせず、眼を瞋らし肩を聳かして支那人に對したらむと、然るに事實は毫もか

ゝること無く、却て之に反するの舉動に出でたり、即ち本邦人は、冠船渡來の間、國頭即ち山原に隱退して、徐ろに支那人の歸るを待ち、而して和船も、早くより那覇を去て、一時碇を運天に繋ぐを常とせり、これ畢竟沖繩が前述の如き情勢なるを以て、我本土人に懇願して暫時の忍耐を請ひ、本邦人も、審かに沖繩の内情を熟知せるが故に、彼の哀願を聽かずして漫りに腕を扼し、以て彼を困しむるの暴を學はず、又彼をして支那人の意に逆ひて、徒らに進貢の利を失はしむるの不仁を避け、深謀遠慮、彼を保護して利を棄てず、以て治繩の政策を圓滑に行はんと欲せしに因らずんばあらざるなり、

沖繩人は、幸に我本土人が島北山中に隱退するの勞を執るにあひ、それに依頼して漸く外面を装ひつゝはありしものゝ、若し一朝疑心を支那人に生ぜしめ、彼をして恣に國頭に至りて、搜索を

企ゆる如きことあらしめんには、立るに日本人の在留せるを發見せられて、一大珍事を惹起すに至らんと配慮せしが故に、力及ぶ限り支那人を安堵せしめ、悠然として首里那覇間に日月を送らしむるの策を取れり。道光十四年天保五年二月十六日、池宮城親方外十九名よりの書上にも、

略○上波之上道筋晴塲之所え、個様之大和年號有之候得者、從是唐人も氣を付、内金宮石燈爐、又は諸方之墓所目書引くらひ引くべ也、年々寶島人薩州人を罷渡候筋見及候はば、至其期、先例晴目之趣に而、唐人落着不致、山原杯え、寶島人尋方可致企、又は勅使様えも、大和年號之次第仰上、如何事□被仰出義も難計、自然唐人共山原邊え差越候義も候ては、大粧成御難題之義出來候義も難計事候、右障に相成候義共は、跡々之通、冠船之一節取隱候様、被仰付可然哉と奉存候云々、

と見えたるは、即ちその弱點を隱蔽せんとせし謀たるや、文中に瞭然たり、唯それ支那人はかゝる姑息苟且の手段にあひて、毫も之を悟らざりしやは一疑問なり、惟ふに、彼等は已に久しき間、度々の渡島をなし來れることなれば、彼いかに迂なりと雖、豈一人として實情を察知せる者莫しと斷言すべけんや、況や康熙五十七年に冊封副使として沖繩に赴きし清人徐葆光の如き、淹留精査幾閱月、遂にかの中山傳信録を著はすに至りし者だにありしをや、

然れば則ち支那人とても、沖繩の敬迎に眩惑せられ、毫も其内情を悟らざるにあらざりしならむと雖、彼亦交易の利を謀るに光陰を費やし光緒五年乙卯三月三日の奥書ある無標題寫本に曰はく、此節冠船渡來に付ては、商賣物無際限多御持渡、先例之御用意銀高にては、大分不足に付、此程及兩三度段々御新申上候得共、御落着無之、却而御疎意に相成以之外御機嫌不宜驚入候云々、未だ深く追及して裏面を糾問せざりしは、是れ葛藤を生ずるに至らざりし一の因由に

して、國際の平和上、最慶賀すべき事にてありしなり。若し然らずして、反目猜視、彼れ徒らに隱微を發きて得々たらば、我豈默々として亦彼等を恕せんや。嗚呼、從來沖繩人が支那と日本とを目して、父母の邦と尊唱したりしもの、是に至りて余は其偶然にあらざるを知るなり。

第十一章 島津氏治繩策 上

慶長征繩の影響……征繩後島津氏の注意……行政上の監察……財政整理は治繩の眼目……土地の丈量……租額の査定……享保の大御支配

第七章に論述せしが如く、室町幕府の季世より、徳川幕府の初期にかけて、沖繩の禮を我れ失せしこと一にして足らざりしかば、島津氏は奮然膺懲の兵を動かし、立ろに沖繩を蹂躪して國王を虜にせりと雖、徒らに耻辱を加へて前日の鬱憤を晴らすが如き狹量を示さず却て、之を厚遇して再び國に歸らしめ、大島以下の

五島は之を收めしも、沖永良部以南の諸島は、依然王の所轄とするを許し、漫りに暴を加ふるものにあらざるを知らしむると共に、いかに戈を逆にして抗敵すとも、到底無益なりとの觀念を彼に得せしめたりしが如し。

是を以て征繩の効果は其後に顯はれ、嘗て尙寧王等が誓ひたる、「永々代々薩州の君に對して疎意に存せず」「相定めらるゝ法度は違亂致さず」といへることは、果して後世まで渝ふる所なかりき。而して島津氏は、戦後直ちに善後の策を講じて、或は年々の納貢を制し、或は沖繩の費途を指定せし外に、十五ヶ條の掟を發布せしめ、猶引つゞき諸種の令を發して、法度の大綱を握り、吏員を派遣して之が監督をなさしめ、王子及び三司官の子弟を鹿兒島に質たらしめしかば、彼方に於ても實際其誓言を渝ふることは爲し能はざりしのみならず、苟も疎濶と見ゆる時は、かの寛永十

五年九月に、薩吏が琉球に遣はるるに、
一、琉球之義爰許御奉公、連々疎意有之様に其聞得し^{○有之と脱}たるにや、左
様^{○有之と脱}に者有間敷と存候處、漸々に其色致顯然、無心元存候事、云々
と三司官等に諭したるが如く、直ちに之を戒しめて大事あるに
至らしめず、又琉球の様子、昔之風體に不罷成様、年々以御使可
被仰理^{○有之と脱}とは、已に慶長十八年の掟第一條に喝破したりし以來、須
臾も注意を怠ることなかりしなり、而して薩吏の沖繩に滞在せ
し番所は、即ち今日の沖繩縣廳の在る處なりといへば、過客那
覇に至りて其位置を觀なば、追舊懷古の情、蓋し髣髴たるものあ
らむ。

「琉球の義、往古より薩州島津氏の附庸たり」とは、實に尙寧王が起
請文の劈頭に陳述せし如くなりしかども、其政令に至りては、島
津氏は自治放任に隨ひて、深く干渉したることなかりしが、彼れ
の漸く專横なるに及びて干戈に訴へ、遂に徳川家康より「彼國進
之條、彌仕置等可被申付」との親書を家久に賜ひ、茲に沖繩は、全く
島津氏手中のものたるや益明亮となれり。然るに島津氏が沖繩
に對せし所置を觀るに、このたび日清戦争の結果として得たる、
臺灣島に於けるが如く、總督府といへる如きものをも設けず、民
政長官と云へる如きものをも置かず、支廳もなく、法院もなく、唯
一群の薩吏を那覇に駐割せしめ、横より彼が行政の監察をなさ
しめたるに過ぎざりき。尤も慶長十八年正月、尙寧王は名護按司
を薩摩に遣はして、百事前弊を改め、一に藩制に従へりと報じ、而
して試に從來の制度を調査するに、其官制は我本土に基きて、是
に土地の舊例を酌量せしものなるや明かなれば、是等政治の機
關に至るまで、我が影響を蒙りしには相違なけれども、何の官は
かくの如く定めたり、何の職はかくの如くすべしといふが如き、

官職の制命を發布して、我より彼の政治機關及び其權限を一定したることは、未だ嘗てこれあらざりしなり。

管に是を一定せざりしのみならず、寛永元年八月二十日、比志島宮内伊勢少輔島津守下野三名の連署を以て達せし定の中に、

一、三司官其外諸役職之扶持方、自今以後は可爲御分別次第之事、

一、科人死罪流罪之義、此方に不及御伺、御分別次第たるべき事と見えたるが如きは、寧ろ反て其自由に放任せしものたらざるを得ず。唯それ法制の大綱に至りては、素より薩州に於て之を統べしものなり。若し然らずして、其大綱までも放任し、漫りに彼の變改するに任せて、毫も關係せざる時は、統御の實効は將た何の處にか存すべき。是を以て、寛永四年十月に「琉球仕置之義、古來之仕置を改、且又風俗相替候義共、愨而國事に懸り候新法は、鹿兒島

を相伺候上を以て可被申付候」と達したるは、決して理なきの事にあらざるなり。

然し唯國事に係る新法を鹿兒島に伺ふのみにて事済むとせば、沖繩は誠に自由なるものなり。其王は免されて儼乎大權を有し、三司官以下も依然として舊態を革めず、政治の機關權限等も別に規定せられしにあらず、是を慶長の征伐を受くる以前と比して、豈事物に大なる經庭あらんや。斯の如くにして棄て置くことは、恐らく薩藩の本意にあらざるべし。而して薩藩の意を注ぎて治繩の眼目とせし所は、別にこれなくんばあらざらんとす。余を以て之を觀れば、其眼目は、政治上よりも寧ろ經濟上にありしなり。之より先き、沖繩は毎年方物を薩州に收め、其方物を搭載し來る船を目して、綾羅を積める船といふ意義より之を綾船といひ

後世には附船と又支那へも進貢船のいへるを發して、貢物を輸心
 云官船の義なり。又支那へも進貢船といへ、其實は互市交易をなし、前
 たりしが、其名こそ進貢といへ、其實は互市交易をなし、前
 章に縷陳せる所の如し。附船進貢船の圖は上野博物館内にもあり。さて沖繩が、中世専ら支
 那に從順なるに隨ひて、遂に稜船を薩州に遣はすことも疎かに
 なりしかば、旁々かの征繩の役あるに至りしなり。是より島津氏
 は、慶長十五年三月、上井里兼等を沖繩に遣はして土地を査檢せ
 しめ、草高一石に租米九升二合を賦課し、沖繩所管の地租、凡て八
 萬八千八十六石となさしめ、是を琉球先年と云大島以下五島の租額を合せ
 て、十二萬三千七百石を得たり。翌年八月、竿奉行伊地知重房等は、
 更に檢地して、沖繩諸島の税額總計八萬九千八十六石となせり。
 但し其地を量るは京制により、六尺五寸を以て一步となし、三十
 歩を一畝となし、所謂一石は、扱一石五升を以て之を定めしなり。
 同年九月十日には、沖繩諸島より毎年薩州に納むべき貢賦を制

して、芭蕉布三千端、土布六千端、下布一萬端、唐苧一千三百斤、綿三
 貫目、椶櫚赤網、黒網各百房、筵三千七百枚、牛皮二百張と定め、世後此貢賦を米にて上納せしめ、又其一部を砂糖にて代納せしめし事、琉球封藩事務に見えたり。然りと雖、何の時より始まりし乎は、判然たらざるなり。沖繩諸
 島の收入の費途を指定して、八萬九千八十六石の内、五萬石を以て
 王の收入となし、其餘は之を諸臣に頒ち、猶剩餘あらば王の雜費
 に供せしめ、又十五ヶ條の掟を發布して、其中に、婦女子又は職責
 なき者に祿を與ふるが如き冗費を省き、薩州への年貢其他の公
 物は、我奉行の裁するに任せて上納せよとの旨を嚴達したり。
 元和七年には、竿奉行鮫島宗昌等、大島以下五島を丈量し、税額總
 計四萬三千二百五十七石七斗六升と定め、所謂一石は扱一石五
 升なること、沖繩の例の如し。既にして又薩吏は、沖繩所屬の宮古
 島の税額に誤謬あるを發見し、寛永五年五月、三司官に命じて、嘗
 て授けし目錄を返上せしめ、其税額を削りて八萬三千八十四石

九斗四升五合八勺六撮と改め、翌年八月二十一日に至り、家久手書を尙豊王に贈り、其所管の租額を定め、沖繩本島、久米島、計羅摩島、八重山島、粟國島、戸無島、伊惠島、伊是名島、與部屋島を審査精量して、通計八萬三千八十五石三斗一升となさしめ、同十一年八月四日には將軍家光より手書を家久に賜ひ、沖繩諸島及び大島以下五島の租額十二萬三千七百石を薩藩の石高に算入して曰く、薩摩、大隅、并に日向諸縣郡、都合六十萬五千石、此外琉球國十二萬三千七百石事、全可有領知之狀如件、

寛永十一年八月四日

家光在判

薩摩中納言殿

是を稱して御朱印高といふ、これ慶長の舊によりて損益せざるものなり、而して沖繩より年々薩州への賦貢は、別に定むる所によれること、已に前にも述べし如くなりき、

寛永十二年八月、薩藩の議を以て更に沖繩の租入を量り、百石毎に七石三斗六升五合一撮づつを増して、六千百十九石二斗一升五合八勺八撮の租額を加へしめ、又新に上木税といへるものを課して、凡そ一畝毎に、芭蕉を植うるものは米二升五合、唐芋地には五升六合五勺、室蘭地には四升を税せしめ、又桑一株につき六合七勺五撮、櫻欄は七合五撮、漆は三合の税を出し、鹽屋は一戸に二撮を出すこととなさしめ、其上木高通計一千六百七十九石七斗三升九合五勺三撮を得しが故に、新增額及び上木高を合して七千七百九十八石九斗五升五合四勺一撮の増税となり、是に所謂慶長薄の租額、八萬三千八十四石九斗四勺五合一撮六撮を加ふれば、實に九萬八千八百八十三石九斗一合二勺七撮にして、是を琉球王所管の租額となさしめたり、かくの如く、度々彼王所管の租額を増しし所以は、一は薩州の收入を増さんとすること、一は開墾

に件はんとすることにありしなるべし。琉球封藩事略には寛永年間より別に賦米と稱して鹿兒島在番所の役夫賃及び飯料等に充つる米租を沖繩より出さしめし事見えたり。租額の増加は、昔に寛永年間のみならず、享保七年十月に至りて、更に是を行はんと欲し、大に土地の經界を更正することを令せり。然るに三司官等は、其凶歲に係れるに國費の多端なることによりて、田畝丈量の民心を擾亂するを慮り、數年間の延期を請へり。是に於て薩吏は相議し、寛永の例に倣ひて増額を定め、曩には百石毎に七石三斗六升五合一撮を増したりしを、今は其半、即ち三石六斗八升二合五勺を百石毎に増すこととなさば、別に吏を遣はして民心を擾がむるに至らずして止まむと決せしが、三司官の延期請願は容れしものと見えて、享保十二年六月に至り、始めて沖繩諸島の税額を増したゆき、而して其増額は沖繩本島より宮古島八重山島に至るまでを通じて、三千三百四十六石七

斗九升九合六勺七撮なりしかば、租額合計九萬四千二百三十石七斗九合四撮となれり。尤所謂一石は、粃一石五升を以て計算せしこと論を待たず、其翌年には、大島以下五島の土地人民の調査も亦成り、隨て是より差出す税額も定まりて、總計五萬一千七百五十六石六斗四升九勺となり、是を沖繩所管の税額と合算すれば、總計十四萬五千九百八十七石三斗五升三勺となれり。南聘紀考合三勺とあるは、是に於て、南海諸島の戸籍、土地臺帳、及び諸税額の額は、是に於て、南海諸島の戸籍、土地臺帳、及び諸税額の額は、薩藩に監せられぬかの享保の大御支配と謂へるは即ち是なり。

第十三章 島津氏治策 下

沖繩綏撫の一例……渡唐船取締の嚴密……船改め……薩繩の關係……王位の保護……使節の來聘……使節江戸へ往來の狀況……支那への使節と本土への使節との資格の差違……薩人と繩人との互市

以上縷述したる所を以て之を觀れば、沖繩の經濟に關しては精査審究して遺漏なかりしを知るに足らむ。然りと雖、島津氏は是に因りて苛酷なる取扱をなし、にはあらず、現に寛永五年には、沖繩年々の貢賦に貢歛ありしにも係らず、事情を斟酌して盡く之を免するに至りしが如き、洵に意を撫恤綏服に注ぎたる一斑を想見すべきなり。又願て進貢船に對しての所置を觀るに、薩州にありても、素よりその交易の利を熟知せるが故に、昔は是を看過せしのみならず、却て薩州よりは是に貨物を托して交易せしめ、遂には薩吏をして沖繩人に扮して進貢に伴ひ、支那に入りて互市をなさしむるに至りしなり。而してその支那に派遣する所の船、即ち所謂渡唐船に就ての取締は、緻密嚴重にして、已に慶長十六年の十五ヶ條の掟第一條にも、

一、薩摩御下知之外、唐え詭物可被停止之事

ご定め、それより慶長十八年六月一日發布の掟第二條には、

一、從琉球渡唐之船、春者二月下旬、秋者九月中旬に可致出帆候、及歸帆之時者、可爲五月下旬候、右之時節相違に於ては、可致關所候、爲其奉行可被差遣之事、

ご制定して、苟も薩州の准許指定せるものにあらざるよりは、漫りに支那に往來して利益を壟斷すること能はざらしめたり。豈啻に支那との往來を任意にせしめざりしのみならず、琉球より他國へ商船一切遣はさるまじく、又薩州より御判形これなき商人は許容あるべからず」とは、即ちかの慶長十六年の掟第十三條及び其第六條に嚴定せし所に於て、而も猶これに配慮するの深き、重ねて慶長十八年の掟第七條及び第八條に於て、

一、到其島、自何士、如何様の用所、雖被申遣候、爰元役人墨付無之義者、一切許容有間敷之事、

從他領其島へ渡海之船雖有之、爰元之御判形無之、船は、如前々御法度、被請付間敷之事。

と布令せり、斯の如く、薩州の許可なくして他國と通交すること厳禁し、他國商人をして、横より利を吸ふの企圖なからしめたるも、要するに、治繩の眼目たる經濟政策に歸すと謂て大過なきなり。

然るに沖繩は、もと環海の一小島なれば、他國と通交をなさんとすれば、必らずや海に依らずんばあるべからず。是に於て薩州が上述の目的を達せん爲の取締は、先づ其海岸の要所に於てするの必要を生じたり。是れ所謂「船改め」の起れる所以なりとす。故に薩吏は慶長十九年を以て、三司官に與へし覺書に於て達して曰く、

一、三司官衆、以番賦那覇を被相詰、上下船改之義、諸事入念、可被

仰付事

附、下着船之人衆宿之義、那覇役人切手を以被相定候而、可然候事。

一、今鬼神わん兩湊○今歸仁の兩港をいふえ、然々役人被召置、萬可被入念事。と、而して此取締は、後世に至るも緩怠なく、却て益々嚴密を加へたり。

薩州は、沖繩をして自由の他國と通交するを得せしめずと雖、薩州に對しての關係は、益々親密を謀らざる可からず。然らざれば、再び慶長以前の覆徹を蹈むに至るやも知れざるなり。是を以て、已に陳べたるが如く、薩州より深く是に意を注ぎしが上に、王位の保護及び使節來聘の例は、永く薩繩の關係を維持するの一機關となれり。

初め尙寧王子なくして繼嗣定まらざるに當り、島津家久は、彼が

爲に其後を憂ひ、或は位を覬覦するものありて變を生ぜんことを慮り、早く宗族中より後嗣を撰定すべしと勸め、遂に尙豊王は其後を繼承するに至れり。是より王の代替りには、毎に薩州に稟諮し、その准許認定を待ちて、然る後ち位に昇るの先例開けたり。而してその尙豊王が、寛永十六年に誓書を島津光久に呈してよりは、國王の襲封毎に誓書を差出す習ひとなり、尋で尙貞王及び尙益王の未だ嗣子たるや、芳紀成童に及べりて鹿兒島に來遊したりしより、尙貞は萬治三年に、尙益は元祿五年に、凡そ嗣子十五才に至れば、則ち必ず鹿兒島に來るの例となれりといふ。吁、沖繩に於ける島津氏の勢威、久しく地に墜ちざりしは、豈偶然ならんや。

さて又使節の來聘につきては、征繩以前、已に彼より薩州へ方物を貢して、往々襲封を賀し、或は恩義を謝するの事ありしが、其以後はいよく懈怠なく、島津氏の繼嗣、任官、昇位等には、必らず慶

賀の使來り、琉球王の繼嗣には、亦謝典を薩州に贈るの使節來れり。而してこの賀慶恩謝兩使節の派遣は、皆に島津氏に於てせしのみならず、徳川將軍家に於て、誕生及び代替り等の慶事ある時は、亦之を賀せんが爲に、使節來り、琉球王の繼嗣にも、無事襲封の恩を謝せんが爲に、將軍家への使節來れるなり。而してこの使節來府の權輿は、寛永十一年にありといふべきなり。通航一覽に、賀慶使は正保元年を始めとすとあれども、寛永十一年に、金武王子は已に謝恩正使として來りしこと、沖繩志に見えたり。右の使節來る時は、必らず先づ鹿兒島に立寄り、薩侯の先導を以て、大坂に上陸して伏見を經、美濃路又は東海道より江戸に上る。而して其行列は繁擾を極め、鞭牌高、張篋金鼓と書、銅羅檜扇、兩斑の類、銅角はら、喇叭、哨呐ひち、鼓、虎篋虎を畫、鎗、龍刀長、衣、家箱挾等の鼓吹隊及び諸物持に圍繞せられて、正使は冷傘かさの後、に轎に乗じて、悠々進み、使贊及び使度使は、跟伴者を從へて、其後に歩時として贊度使先副使は馬

又は籠に乗じて、跟件、賛議官等に伴はれて其後に行き、樂正、樂童子、儀衛正、掌翰使、圍師（願預等）等も、各跟件を従へて行列に加はれり。登城の時に至りては、薩州の足輕、留守居家老、側目付、目付等、沖繩人の一行を導きて城内に入らしむ。但し將軍の面謁を許さるるものは、正副兩使に限られたり。斯る擾々たる異裝の一行の上に、之を導くに島津氏の一隊を以てせることなれば、道路皆眼を峙つるは勿論、事素より容易にはあらずして、琉球王よりは少なからざる進物を將軍に呈し、又三家老、中、若年等へもそれくの贈物ありしのみならず、正使よりも亦將軍家、三家老、中、若年寄、奏者番、大目付等へ献上物あり。是を以て、饗應終りて御暇となる時は、將軍家よりも少なからざる贈物を賜ひ、其往來の道は、萬事滞りなきやう、幕府より特に布達せり。而して薩侯は、將軍面謁の後、使節を伴ひて東叡山井に日光山等にも參拜せしむるを常とせり。

然らば慶賀謝恩の事は、支那に對してはこれ無かり。或は曰はく、吾樂よりこれあり。正に相違なき。就中琉球王の冊封終り、支那の使臣歸途に就く時は、必ず謝恩使を遣はさるることあり。是なり。然りと雖も、余は茲に史家の注意を喚起すべき事を發見したり。他ならず、沖繩より支那に遣はせる使者は、我本土に遣はせる使者とは、其資格に於て差違あり。即ち是なり。支那に遣はせるは、親方又は親雲上にして、決して王子、按司を用ふるに至らず。若し王子、按司にして其使者となる場合には、一時親方又は親雲上の資格となれり。然るに我將軍家、對せる慶賀及び謝恩には、常に堂々たる王子を以て使節とし、其他の者を用ひたる例は、未だ嘗てこれありしを見ざるなり。是れを以て、薩州の島津氏以上王位の保護、并に使節の兼聘は、表面より薩繩兩國の關係を連絡せるものなり。しが、茲に又兩國人の間に於ける互市、并に金

銀の貸借は、更に内部より兩國の親密を増さしめたりしが如し。もご沖繩は貧弱の小島なれば、支那に進貢して交易をなすも、其資金は盡く自國より支出すること能はず、或は之を島津氏に借り、或は之を鹿兒島の市人に借りて財源を補ひ、以て支那に赴きしなり。故に進貢して歸るに及びては、其借銀の元利を還納して、再び次回の融通を謀らざる可からず。是を以て、彼が支那に於て貿易したる貨物は、多く鹿兒島に持ち來りて轉販し、以て負債を償ふを常とせり。而して其轉販貨物の評價は、貞享三年十一月の調査によれば、年々三千餘兩に上れりといふ。然るに幕府は、當時我國の金銀漸く減少するを看破せしかば、専らその流出の途を閉塞せんことを謀り、閣老大久保忠朝加賀守より、意を島津氏に通じて、薩繩の互市にも、節制を加へしめ、同貞享三年より一千餘兩を削減して、差引二千兩を限となさしめたりしが、沖繩は其

國に金銀なく、多く之を鹿兒島より借り來りしものなれば、今かゝる著しき削減を施されなば、彼れの困難はいふに及ばず。鹿兒島の市民も亦從て利を失ふに至らむ。然れば則ち、之が統御の衝に當れる島津氏は、治繩の政策を行ふにつきて、亦困難を感ずるを以て、依然舊例を改められざらんことを幕吏に内請したりしも、大久保忠朝は之を聽かず、頑乎年額を制限して、務めて無用のものを除かしめたりかゝる伸縮はありしも、要するに薩繩兩國人は互に商賣を行ひ、特に沖繩人が鹿兒島市人に負ふ所の恩義も、多きに居れりといふ可きを、以て、是等の事情は、内部より薩繩の關係を圓滑ならしむるに與りて力ありきと余の思惟する所以なり。

第十四章 彼理の渡來と沖繩條約

我本國と亞米利加合衆國との關係……彼理來航の目的……沖繩

條約を示して沖繩に條約を承諾せしむ……横濱及び下田の條約
 と沖繩條約との比較……彼理の歸航
 回顧すれば天文十年七月葡萄牙人豊後國神宮浦に漂着して互
 市を乞ひしより以來、泰西の諸國我邦と通交せんと試みたるも
 の鮮からず、而して其目的は、之を要するに貿易布教の二者に歸
 したりしが、徳川幕府は固く鎖國の政策を執り、寛永文政の嚴令
 にて、外國船は盡く打拂ふ可しと違せしも、天下の大勢に背馳し
 て、我獨り孤立の位置を墨守するの難き、猶一腕以て大河の決す
 るを防ぐが如くなれば、鎖國の永續せざるは誠に明白なりし
 のみならず、我邦の航海商業に與れる者も、内心は外交禁制の緩か
 りんことを冀ふ輩あるに至り、已に南海に於て往々貿易の行

はれたる形跡は、文獻の徵す可きものなきにあらざるなり。而し
 て我國の漂流民に於て、諸外國に流着する者ありし中に、墨潮に漂
 ひて亞米利加の海岸に到れる者少なからず、是等の難破船は、多
 く合衆國人に救ひ上げられて、我邦に送還するの好意に出でら
 れたるに、我邦にては、亦例の貿易布教強請の日實ならむと臆斷
 して、徒らにその好意に背き、弘化三年五月、米船三艘相州浦賀に
 來りて通交を乞ひし時も、太久保因幡守の取計によりて、餘義な
 く食料薪木は給じられたるも、我國は新に外國の通信通商はゆる
 すこと堅き國禁にして、許さざることをなす故に、早々歸帆いたす
 べし、先年より度を通商を願ふ國々もあれど、ゆるさず、其國とて
 も同様の事なれば、此後幾度來り願ふとも無益の事なり、との頑
 然たる謝絶に及び、又米人が我邦人に虐待せられたりとの風説
 は、彼地に於て専ら行はれしものと見えたり、是に於て米人中田

に斷乎たる説をなして、日本は國を封鎖するの權なし、若し合盟
 共同せざるときは、腕力を以て従はしむべしと主張する者さへ
 ありしことは、現にヘルリ提督の紀行中にも見ゆる所なり。か
 る狀況なりしかば、數年前より彼地に曠々たりし東洋貿易の議
 一千八百五十年に米國議會の可決する所となりて、速に軍艦を
 日本に派遣し、日本政府をして文明の制度に倣はしめ、貿易を承
 諾して港を開かしめんことを決して、茲に我國に使節を遣はすこと
 公然確定せり。而してヘルリは、水師提督に選ばれて此大任を托
 せられたり。否彼は、己に久しく我鎖國の源因を考察し、是を打破
 するは米國適當の位置にありと信じて、自ら奮て此大任に當ら
 んと覺悟したり。なり。さればヘルリ來航の目的たるや、我邦の鎖國を破りて通商貿易
 の道を開き、若し米船洋中において暴風に遭遇する時は、其港内

に難を避けて、或は破損を補修し、或は必需の物品を購入するを
 得んとするにありしが、又其外に、米清兩國通商の途を開き、サン
 フランシスコより、上海、廣東に通航する船舶の爲、松前、對馬、沖繩
 に於て、石炭貯藏所を設置するの允許を得んとせし事は、當時の
 記録を綜合して、認知す可きなり。是に於て乎、余はヘルリ渡來の
 際、沖繩島の忽諸に附せられざりしを見る也。
 現に嘉永七年三月、林大學頭外三名の我全權より、ヘルリと應接
 論判の上、約定書取替せし付申上げたる覺書に、
 食物薪水等被下候港之義、御取極無之而は、却て不取締に可相
 成旨、夷人共申聞、琉球箱館、其外三ヶ所、港を相開き度、且其内一
 ケ所は、浦賀を願度由申聞候
 と記したれば、ヘルリは己に沖繩開港の議を呈出せしものなる
 や明かなり。然るに我談判委員は、

琉球は隔遠境難被及挨拶箱館は諸侯之所領是亦即時に取極
 難申義を申達浦賀は御國之船を相集候場所付尙又差許
 難き番軍聞候ハ共神奈川横濱を一港と仕度願出何分港新
 開之義諸所を願望候付無嫌伊豆之下田松前之箱館兩港を
 開き食物薪水等被下候場所と取極相成候事
 復命も沖繩開放を承諾せざりき雖も嘗て那覇にあり
 也時一千八百五十三年六月二十三日本國海軍省に贈りし書中に云へるあり曰
 余は巡洋の當初より余等の今碇泊せる港那及びボニン島
 諸の無人島即ち小の主要なる港灣に常に眼を注ぎたりこれ郵船
 の航路に當て寄避の便あると共に又連接點即ち好良の碇泊
 所たるべければ也前記其郵船の航路は不日必我邦の東
 洋に面せる港と支那との間を開き遠東を余は惜ず是れ
 莫大に希望す事は也若も成就せば此顯著なる時代の

史中にも合衆國及全世界の貿易上最緊要なる一事件として
 注視せらるゝならむ
 吁是に於てペルリ來航の際益沖繩の忽諸に附せられざりし
 所以を知る可きなり
 深く當時の事情を究めざれば或はペルリの渡來を以て漫然太
 平洋を横ぎりて來りしならんと思ひ途上沖繩に立寄りて運動
 を試みし始末及び其所以を看過するに至らんこと然るにペル
 リが夙に眼を沖繩に注ぎたるは右の如くなれば米艦浦賀に
 往來の途次は必ず沖繩に寄泊せざりしことなく或は諸方を測量
 し或は條約の締結を乞ひ或はサスクエハンナサラトガの二艦を
 ボニン島に派遣して其地形港灣を精査したり然れば即ちペル
 リの航行は何れの進路を取りて沖繩に來着せし乎又外國人の
 沖繩に來りしはペルリの一行を以て權輿となすべきや請ふ先

づこれより述べむ。初め寛永十四年八月、葡萄牙船一艘、伴天連六人を乗せて沖繩に漂着し、在番薩士の捕獲する所となりて、長崎に送られ、布教の目的を抱ける廉を以て獄に下り、降て天保十四年十月には、英吉利船一艘、沖繩に來りて諸方を測量し、其翌弘化元年三月には、佛蘭西船一艘、運天港に入りて貿易通信布教の三事を乞ひ、更に佛國大總兵、不日兵船を以て來る可しとて、去るに及て強て宣教師ホルンカシユン、通譯清人澳吾思の二人を止めて歸りたり。今其贈答書類の寫を展見するに、沖繩の官吏言を左右に托して、彼の請求を辭せんこと勸めたりと謂ふべし。而して後に残りし佛人は、漸次放恣の舉動に及び、島吏に面して懇諭且威喝し、暗に沖繩をして、己れの國の保護を受けしめん謀るに至りしかば、此事いかでか徳川幕府に聞知せられざるべき。已に阿部閣老

は屢島津齊彬と謀議する所ありき。されは我邦にては、外艦の沖繩に來りて是を困むるを、予承苦思せざるにあらざりしや知る可きなり。而して是に次で弘化二年五月並に同七月には、共に英艦那覇に入り、弘化三年四月には、英船佛船又相尋で來着し、措置進退毫も憚る所なく、翌月佛國大總兵、兵艦三艘を率ひ、來て和交通商を強請し、將に日本の本土に赴きて條約を結ばんとす。告げぬ齊興齊彬の兩薩侯、直ちに是を幕府に通じ、齊彬は萬端責任を負ひ、交易のみは徐に之を許さん、布教に至ては堅く拒絕すべしと沖繩に訓令せしが、翌弘化四年九月に及びて、佛艦三艘更に那覇に來り、腕力に訴へて、遂に彼より提出せる條約を承認せしめたりといふ。右の如くなれば、ペルリの沖繩に來りしまでに、已に度々外艦の往來ありて、沖繩は其處置の困難を経験したるのみならず、我徳川幕府に於ても、彼是を焦心苦慮せしもの

して、其上に又米國より公然使節を派遣し來るべきこと所謂「荷蘭内密御忠節」によりて明亮となり、荷蘭甲比丹「ドンクルキユルシユ」は嘉永五年九月を以て、

北亞墨利加共和政治國、日本と交易之志願、是非相違度様子に有之、此存意相止不申様相見申候、隨而御交易之義御許容に相成、舊來之御掟に格別不相拘、且外國人共も心得違無之様、至極良策と奉存候、

と幕府に忠告したりければ、米艦の渡來は、早くより其筋に知れ渡りしも、幕府に於ては、斷乎たる決心も準備もなく、空しく光陰を浪費せり。

かくてヘルリは、西曆一千八百五十二年十一月二十四日わが嘉永五年なりを以て、蒸氣船「ミスシ」に乘じ、合衆國の東岸「サセピーク」の岬に艦を解き、太西洋を横斷して「マデイラ」島に出で、カナリヤ諸島

よりセントヘレナに渡り、亞弗利加洲の南端「ケープタウン」より「テールベト」を経、モリチアス島、ボートルイ、錫蘭島を過ぎて更に「マラカ海峽」より新嘉坡、香港、廣東、澳港、上海に出で、遂に翌年五月二十六日を以て無事那覇港に安着したり、是より一隊は、島内及其東岸を測量し、翌月六日、ヘルリは斷然首里に赴きて、沖繩の執政官に面談を遂げ、九日ボニン島即ちヘルリの風に注目せし小笠原島に出發し、同島に滞在すること四日にして、二十三日を以て那覇に歸り、七月二日黎明、いよく浦賀に向ての航行を始めぬ、其率ある所の船は、サスグエハンナを旗艦として、其他僅に三艘に過ぎざりき、雖、ヘルリは是れを以て、其大目的を達するに妨なしと自信したりしなり。

此四艘の米艦は、濤を破り煙を卷て、我陰曆の嘉永六年六月三日に相州浦賀へ來着せり、其時に於ける我國との談判は、余の茲に

論述せんと欲する所にあらず。唯其結局は、將に明春再び來り、以て確答を得んとするに終りしかば、ペルリは西曆七月十七日浦賀を發し、同二十五日再び那覇に來れり。彼當時以爲らく、我れ己に日本に於て幾分の成功を見る、況や區々の沖繩、何を企て、成らざる事あらんやと、乃ち將官アダムスをして那覇の吏員に一建言書を示さしめたり、其要旨は、

(一)一年中の家賃額を定め、六百噸の石炭貯藏所を設置するを得む、而してそれを設置するならば、土人を使役して沖繩風の家を造るか、又は琉球政府の擇ぶに任せ、政府の支辨を以て、琉吏の監督の下に是を造り、我より年々家賃を拂ふか、此二者の一を取らるべし。(二)常に目附を従へられては、遂には容易ならざる結果を生ずるやも計る可からず。余は和親を欲する所より、甚以て之を憾とす。自己の正當なる職掌を行ひ得べき米人

に對して、琉球人は目附を置く權なきを以て、若し一朝事起らば、これ琉球人の過失たるべし。(三)我等は市場に於て自由貿易をなし、船舶必需の品を購入する權を得べきなり。(四)法律習慣にして當世に適せず、厲行の力なく、固執して困難を惹起するが如きものは、之を廢止するを以て琉人の得策とす。(五)此港は、蓋し數年間屯兵所たるべきことを琉吏に明解せしめん。(六)執政官が、サスタエハンナ號より葬りし童子の跡に墓石を建てられたるは、感謝する所なり。顯くは其代價を支辨せん。(七)此建言及請求の速答を望む。

といふにありき。然るに繩吏は陳套の口實を以て、何分貧弱の小國なれば、憾むらくは貴需に應ずる能はず、又店舗は市人の私有なるが故に、官より之を左右すること難し、目附に至ては未だ嘗て之を用ゐず、唯外人の案内に供せる者ありしのみとて、程よく

請求を辭せんとしたりしが、ペルリ素より之に満足する者にあらず、若し我が請求を容れざらば、上陸して首里を占領し、以て事の成否を待たむと斷言せしかば、遂に其建言は沖繩の承認する所となり、石炭貯藏所の如きも、繩吏の手を以て造ることとなれり。

西曆同年八月一日、ペルリは香港に向て出發し、六ヶ月を経て又那覇に歸りしが、翌一千八百五十四年二月七日、先發の將カブテンアポットの後を追て再び我本土に向ひたり。これ即ち我が安政元年のペルリ渡來とて、上下今更の如くに周章せし時にして、一行の浦賀に入りしは、實に我曆の正月十一日なりしが、其二十八日に浦賀より神奈川灣に向ひ、二月十日、横濱にて幕府の全權と應接を遂げ、終にかの十二條の横濱條約が首尾よく調印せられたるは、三月三日のことなりき。越て四月、我全權等は、更にペル

リを下田に訪ひて談判に及び、五月二十二日に至りて、所謂下田の附錄條約を締結したり。

是に於て乎、ペルリは、漸く來命を遂げて宿望を達するを得しかば、纜を下田に解て歸途に就き、再び沖繩に寄りて我が條約を示し、更に此約に倣ひて盟を重ねんと強ひて止まず。はては兵力に訴へんとするに及べり、繩吏乃ち島津齋彬の允許を得て、止むを得ずして彼れの請に應じ、以て條約を交換せり。これ西曆一千八百五十四年七月十一日にして、其條文は左の如し。

一 此後合衆國人民到琉球、須要以禮厚待和睦相交、其國人要求買物、雖官雖民、亦能以所有之物而賣之、官員無得設例阻禁百姓、凡一支一收、須要兩邊公平相換。

一 合衆國船或到琉球各港內、須要供給其薪水、而亦公道價錢支之、至若該船欲買什物、則宜于那覇而買。

一合衆國船、倘或被風颶漂、壞船於琉球或琉球之屬洲、但要地方官遣人救命救貨、至岸保護相安、俟該國船到、以入貨附還之、而難人之費用幾何、亦能向該國船取、還於琉球、

一合衆國人民上岸、但要任從其遊行各處、毋得遣差追隨之、窺探之、但或闖入人家、或妨婦女、或強買物件、又別有不法之事、則宜地方官拿縛該人、不可打之、然後往報船主、自能執責、

一於泊村、以一地爲亞國之境、所倘或埋葬、則宜保護、毋毀壞其墳、

一要琉球國政府、常養善知水路者、以爲引水之用、使其探望海外、倘有外國船將入那霸港、須以好小舟、出於沙灘之外、迎引其船入港、使知安穩之處、而泊船、該船主應以洋銀五圓、而謝引水之人、倘或出港、亦要引出沙灘外、亦謝洋銀五圓、

一此後有船到琉球港、須要地方官供給薪水、薪每二千筋、價錢三千六百文、水每二千筋、工價六百文、凡以中大之琵琶桶六個、即

載水千筋

合衆國全權欽差大臣兼水師提督彼理、以洋書漢書立字、琉球

國中山府 總理大臣尙宏勳 布政大夫馬良才 應遵執據、

紀年一千八百五十四年七月十一日、

咸豐四年六月十七日、在那霸公館立、

試に之を我横濱條約并に下田の附錄條約と對照するに、大體の要旨は素より相等しきも、更に詳細に亘りて異同を觀れば、(一)我本條約第五條及附錄條約第十一條によりて、下田の小島の周圍七里以内、及箱館の境域五里以内を限りて、米人の徘徊を許したりしが、沖繩にありては、各處に遊行するに任從すと約して、全島を開放し、(二)都合によりては、合衆國の官吏を下田に駐在せしむべしと、我本條約第十一條に定められたれども、沖繩の條約には、かゝる事見えず、(三)我附錄條約第三條には、上陸の亞墨利加人、許可な

くして武家町家に一切立寄る可からず、但寺院市店の見物は勝手たるべしと制限を立てしが、沖繩に於ては、米人が特に不法をなさざる以上は、其後に追隨する事だに爲す能はざる約束となり、(四)我附録條約第十條に、鳥獸遊獵は都て日本に於て禁する所なれば、亞墨利加人も亦此制度に伏す可しとせしむ、沖繩條約には絶て是等の言に及ばず、其他或は我本條約第七條に、合衆國之船右兩港○下田 及箱館に渡來之時、金銀錢并品物を以て、入用の品相調候を差免し候、尤日本政府之規定に従ひ可申、且合衆國の船より差出候品物を、日本人不好して差返候時は、受取可申事と定めし等之を沖繩條約に比せば、米人讓歩の形跡、比々歴然たるを見るへきなり。

さて、○下田 及箱館は沖繩に於て亦條約を濟ましたれば、繩吏を艦内に招きて別宴を張り、浦賀に來往の途次、恰も其根據地の如くにな

じたる、沖繩を辭し、一抹の黒烟を白波の間を殘して我領海を出でたるは、實に西曆七月十七日に於て、是より臺灣を経て香港に赴き、茲に司令の任をカナテシアポットに譲り、自ら郵船ヒンドスタツに乘じて、一千八百五十五年正月十二日、遂にニューヨークに歸着したり、ペルリ故國を出で、より茲に二春秋餘、世波を蹴破するの難き、風濤萬丈の嶮よりも甚しかりしにや、歸り來れば心身大共尪弱せりといへば、彼の心中、後人亦之れを察して可なり。

第十五章 維新の影響としての沖繩の變遷 上

變遷の二期……維新以前彼我の關係……嶋津光久の着眼……久米村内情……外人と談判の姑息……鹿兒島の廢藩置縣と薩吏の渡繩……琉球藩の設置……沖繩の恭順……我が愛撫……支那崇拜の痕跡

明治維新の影響として、沖繩に現出したる一大變遷は、我邦近代

史中着目すべきの一たらずんばあらず、而して其變遷の時期は、明治四年に起りて同十二年に至る、前後八ヶ年の間にあり、然りと雖、最吾人の注意を喚起するものは、明治八年以後なり、す。依て余は、此變遷の時期を分ちて、前半後半の二とし、前者は假りに着手の時代といひ、後者は之を騷擾の時代と稱せんと欲す。先づ順序として、着手の時代より陳辯せん。今之を述ぶるに當りては、單簡に維新以前の彼我の關係より筆を下さざる可からず。抑我國、特に薩摩の島津氏に於ては、古來沖繩は我が附屬の地と信じ、慶長十四年の征伐以後は、更に百尺竿頭に一步を進めて、全く其實權を掌握したるなれば、已れの附屬國が、猶公然外國の正朔を奉じて其冊封を受くる時は、おのづから自家威嚴の消長に關するとなき能はざるが故に、機を觀て以て彼れの兩屬を止め、じめんと企圖せる人なきにあらずりき、島津家十九代の君主光

久の如き即ち是なり。島津光久が、沖繩の兩屬を制止せんと企てしは、蓋し一日にあらずりしなり。(一)正保三年には、明國政を失して戰亂止むなきを聞き、此際意を決して沖繩を處分せんと幕府に諮り、(二)明曆元年には、愛親覺羅が支那一統の餘威を以て、新に使節を沖繩に派遣すべしと聞き、之を幕府に報じて、再び斷然たる措置に出で、以て沖繩をして清との關係を開くことなからしめんと謀りたり。然るに當時幕府の見る所にては、若し此策を勵行せしむるときは、いかなる國譽を開くに至るやも知る可からざるを以て、姑らく彼の爲すがまゝに放任すべしとの、儉安説を取るにありしかば、遂に島津氏の建議は水泡に歸し、沖繩は依然として清の冊封を受け、又其正朔を奉ずること、猶明の時に異ならずりき。沖繩日常の事物が、我本土に等しくして寧ろ支那と異なれるは、

彼れ清人徐葆光の手に成りし中山傳信録を見て、歴々證とするに足れり。又明の後裔と稱して、由來支繩の連絡線をなし漢文を書するを職となせる久米村人を以てして、猶能く其本質を保持するに堪へず、反て自家の通語たる漢文は、いつしか書すること能はざるまでに感化せられて、専ら和文を常用するに至れるは、亦止むを得ざるの趨勢といふ可し。是に於て進貢等の時に支那に贈るべき國書は、從來の舊案に摸擬して漸く文を成すと雖、一朝臨時の表奏咨文を要するに當りては、趙趙窘蹙、立ろに文辭に窮せんとす。若し苟も文辭其宜を得ざらん乎、支那より如何なる譴責を受くるやも知る可からず。是故に乾隆十六年、即ち我が寶曆元年五月、具志頭親方は訓令を發じ、漢文を習熟せんことを久米村に諭戒せるを見る。曰はく、

一、漢文之義、前代より久米村へ、其職業被仰付置候へども、久米村も平時之用事は、和文相用候付て、漢文調得勝手之人數、甚少罷在、尤上夫に漢文相調候方は、彌以出兼申候。平時進貢接貢杯の御狀は、例年の勤に候故、舊案見合、作調可相濟候へ共、唐は大國にて、其仕合次第、如何成六ヶ敷儀、口致出來候半、其時之表奏咨文に、而も其文句不宜義有之候は、太粧成取障も成立候義、案中に候。○中略表奏咨文之内、不宜義有之候は、國土の御難題に相係り、言語道斷の仕合、可致出來候。此義は久米村之本職、能々思慮可有之義に候。

一、○上略久米村は、段々師匠被召立、彌渡唐勤學之義は、第一漢文御用に付而、御免銀迄被成下、渡唐被仰付事に候。支那人の後裔を以て自ら居り、且支那に官費洋行をなし、而も猶漢文を綴ること能はざるまでになりたるは、亦以て當時風潮の如何を卜知すへからずとせんや。

沖繩内部の情状は、上に陳述せるが如くにして、而して其法制の大綱は島津氏に總括せられ、又年々貢物を島津氏に納むる等の實はこれあるにも關らず、支那は大國なりて之を畏敬するの念慮は深く、島人の腦裡に浸潤して、須臾も離れざりしもの、如し是を以て支那に對しては、日本と通融仕らすといひて其歡心を失はざらんこと、又泰西國人の來るに及ひても、敢て日本の屬島と公言するには至らざりき。現に西人と談判せし時の如き、薩吏は姑らく袖手傍觀して、繩吏の爲す所に任じたりしに、彼は其干涉なきを幸として、往々姑息の策に出で、動もすれば清の指揮を仰がんとするの色を呈せしを以て、安政元年四月より、薩吏繩裝して談判に立合ひしかば、通交貿易の交渉も、是より頓に歩武を進めたりとは、余の嘗て耳にせる所なり。

斯の如くにして、烏兎匆々、遂に鹿兒島の廢藩置縣に及びたり。是

に於てか明治四年を以て、沖繩は新に鹿兒島縣の管下となり、茲に所謂變遷の初期に入りぬ。之を實權の上よりいふ時は、薩吏は大道濶歩、以て沖繩の改革を遂行すべきなれども、内情は右に述べし所の如くなるが故に、頗る穩便の手段を取りて、苦慮斟酌せし蹤跡は、點々掬すべきものありて存せり。先づ鹿兒島置縣後、縣官の評議によりて、薩人奈良原幸五郎、伊地知貞馨の二人に沖繩處分の事を附託し、二人は明治五年正月沖繩に赴き、攝政三司官を引見して、之に説くに本土の變革と宇内の形勢とを以てし、從來薩藩より拘束せりと思はるゝ事は、成るべく之を解放して、彼の心を悦はしめ、冗官を淘汰し、空儀を廢し、權門勢家の從僕三分の二を減じ、縣官在勤につきての接待贈答は概ね之を廢し、學校を興し、文教を普及し、人民自由の權利を享有せしめて、専ら天朝に敬従すべき旨を、懇々書に認めて、彼に授けたり。是時に當りて、

沖繩の島津氏に負へる借金五萬圓ありて、年賦返納の契約なりしが、今や斷然盡く之を與へて、一切其辨償の義務を免じ、其中四萬圓を資金として貯藏せしめ、年々返濟すべかりし金額を割きて、窮士民を教育せしむるの方法を立て、愛撫綏恤を旨として着々改革を謀りたれば、國王以下皆之を承諾して、永く其命に違はざるべきを誓ひ、繩吏は厚く其恩を感謝せしのみならず、島民の滞租一萬有餘石に上りたりしをも、彼等は相議して亦之を免じ、并に攝政三司官以下門閥の秩祿を減殺して、共に窮士民の教育に充つるに至れり。

是に於て其年の九月を以て、伊江王子、宜野灣親方の正副兩使は、東京に來りて、今上陛下の親政を賀し奉りしかば、畏くも陛下は親書を下し玉ひて、沖繩を琉球藩となし、尙泰を藩王に封じて、特に華族に列せしめ給ひ、尋で又三萬圓を尙泰に賜ひて、閩藩

の通融に便せしめらる。嗚呼聖恩の隆、彼れ豈感激せざらんや、而して沖繩が嘗て米佛蘭三國と交換せし條約は、之を收めて日本政府の條約となし、外務省より之を管理することと定め、外務官吏四人を琉球藩に在勤せしめ、又尙泰を準一等官となして、東京飯田町に邸宅を賜ひき。

されは沖繩は、新に其名稱を一定せられて、藩とはなりしかども、彼は素より天恩の優渥に感佩して、未だ騷擾を生ずるに至らず。翌明治六年三月を以て、尙泰王は謝恩の書を裁して、使節を東京に派し、四月には、琉吏亦沖繩在勤の外務官吏に致すに左の書を以てしたり。

形勢一變、開明之今日ニ臨ミ候テハ、各活目有之、百事煩雜ヲ去リ、易簡ニ附、朝旨遵奉、閩藩ノ庶民ヲ致教育候様、御示諭之趣、承知御尤ニ候、深相心得、朝旨奉戴、永年ニ至リ違犯仕間敷、藩王

へモ相達、此段御請申候也。

明治六年四月十八日

浦添親方

川平親方

宜野灣親方

伊江王子

在琉球

外務省六等出仕

伊地知貞馨殿

さて從來沖繩の商業は薩吏の嚴密なる監査の下に、輸出入の額を制せられ、其往來の場所も一定せられたるものなりしが、是亦放任自由の方針を執り、最早官廳より指揮命令を發して、之を牽束することなく、専ら人民の自動に任ずるに至れるは、維新文明の風潮素より當に然らざる可からざるなり。是故に明治六年三

月、沖繩在勤の外務官吏より、通商規程とも稱すべき、一の布達は發行せられたり。

取締規則

- 一、商法向ハ、以來官廳ヨリ下知ヲ加ヘズ、自己ノ權利ニ任セ置クベク候間、雙方熟談ノ上、勝手ニ賣買致スベキ事。
- 一、着歸之節ハ、時々外務省在勤役所へ、名書ヲ以テ届出ベキ事。
- 一、商法ハ、本有無ヲ通シ、彼此之用ヲ辨シ、此間ニ於テ相應ノ利益ヲ得、一家ノ介抱致ス譯合ニ候間、各家業ヲ第一ニ心掛ケ、無益ノ酒會等取企、餘計入費ニ不及様、可相心得事。
- 一、取締ノ爲、差引役兩三人相立、總人數ハ五人宛組合、互ニ可致督責、組合ノ内、一人規則ヲ破リ候者有之候ハ、可爲同罪事。
- 一、徒黨ヲ組、衆人ヲ妨ダ、土人ニ迷惑ヲ掛ケ、醉狂亂暴ケ間敷所行、一切有之間敷、万一相犯者於有之ハ、其罪狀ヲ路頭ニ表シ、

本人ハ勿論其組合トモ不差置送歸シ罪ノ輕重ニ從ヒ夫々
致處置再ビ渡海不差許候事

常藩之義今般

御直支配相成候ニ付右之通規則相立候條各深相心得
聊心得違有之間敷者也

明治六年三月十五日

琉球在勤

外務省

已に其第一條に揚言して商法は各自の權利に一任すといひし
以上は豈遽に其主義を一變して特に支繩交易を禁制抑壓する
の理あらんや而も沖繩人が遂にこの禁せざるの交易を中絶す
るに至れる所以は後段に於て之を論述せんご欲す
余は茲に序を以て猶一言すべし我政府はかの地券の發行によ

りて鹿兒島市内の琉球館も一定の地主を設けて應分の地租を
納めざる可からず從て該館邸は一先收公すべしと達したりし
に琉吏驚愕覺府の藩邸は沖繩の最便とする所今遽に之を廢せ
られなば大に支障を生ずるや必せりさて明治六年九月廿四日
與那原親方をして外務省に哀訴せしめしかば政府は特別の詮
議を以て館邸を無代價にて拂下げたり事甚だ小なるに似たれ
ども綏撫の蹤跡はかゝる所にも顯はれき

以上述べ來りし所を以てすれば維新以後沖繩は全く我愛撫に
歸服して毫も昔日の支那崇拜の行動を顯はさざりしや曰く否
何を以て之を證する他ならず明治六年五月十八日攝政三司官
より外務省に差出したる漂着人取扱に關する願書を觀ば思半
に過ぐるものあらむ其一節に曰はく

脱躰海外不自由之孤土全

維新の形勢としての沖縄の變遷上